

北広島町 子ども・子育て支援事業計画

“ホッと”できる環境で、子どもが“すくすく”育つまち

～健やかに自立した大人へと成長できる北広島町～



平成 27 年 3 月
広島県 北広島町

町長あいさつ

「北広島町子ども・子育て支援事業計画」 の策定にあたって



現在の急速な少子高齢化の進行は、人口構造をアンバランスにし、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的な社会・経済へ深刻な影響を与えるものと懸念されています。また、過疎化の進展や就労環境の変化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

このため、「子ども・子育て支援の質・量ともに不足した状況」や「子育ての孤立感と負担感の増加」など、子育てをめぐる課題に対し、社会全体で支援する新しい仕組みを構築していくことが必要となっています。

国においては、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」を実施することになりました。

子ども・子育て支援新制度では、子育てをめぐる現状と課題に対して、社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に取り組んでいくこととなります。

本町では「子ども・子育て関連3法」の1つである「子ども・子育て支援法」の第61条に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と、他の法に基づく業務の円滑な実施を定めた5年を1期とする「北広島町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この計画の策定にあたり、北広島町子ども・子育て会議を設置し、学識経験者や関係団体の皆様に集中的に審議をいただきました。また、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」などにご協力いただきました町民の皆様からさまざまご意見をいただき、心から感謝申し上げます。

本町といたしましては、本計画の遂行を通して子どもにより良い環境を提供するとともに、子育てしやすいまちをめざしてまいります。町民の皆様におかれましては、今後とも計画の推進に対しまして、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成27年3月

北広島町長 箕野博司

目次

はじめに	1
○ 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 子ども・子育て支援新制度の概要	2
3. 計画の性格・位置づけ	3
4. 計画の期間	3
5. 住民参加と情報公開	4
第1章 子ども・子育てを取り巻く現況	5
第1節 少子化の動向	5
1. 総人口と児童人口の推移	5
2. 年齢3区分人口比の推移	6
3. 出生の動向	6
4. 婚姻の動向	7
第2節 家族や地域の状況	9
1. 人口・世帯の状況	9
2. 就労の状況	9
第3節 子育て支援サービスの提供と利用の状況	11
1. 保育所（園）の状況	11
2. 子育て支援センターの状況	12
3. 放課後児童クラブの状況	13
4. 小・中学校の状況	14
第4節 次世代育成支援対策行動計画の評価	15
1. 評価の方法	15
2. 目標指標の評価	15
第5節 子ども・子育てニーズ調査結果概要	16
1. 調査方法	16
2. 調査結果の概要	17
第6節 課題のまとめ	22
第2章 計画の方向性	24
第1節 計画の基本理念とキーワード	24
第2節 基本姿勢	25
第3節 基本目標と施策の体系	27

第3章 事業量の見込みと確保方策	30
第1節 教育・保育の提供区域の設定	30
第2節 教育・保育給付	30
1. 保育認定	30
2. 教育・保育認定者数の推計	31
第3節 地域子ども・子育て支援事業	34
第4章 施策の展開	40
第1節 安心して子育てできる環境づくり	40
1. 若者の定住促進（少子化対策）	40
2. 相談、情報提供・共有の場の充実	42
3. 母子保健・医療の充実	43
4. 保育サービスの充実	45
5. 放課後児童クラブの充実	47
6. 安全の確保	48
7. 子どもの人権の尊重と児童虐待の防止	50
8. 子育てにおける男女共同参画の推進	51
9. 仕事と生活の調和の実現	52
10. 経済的支援の整備	53
第2節 子どもたちの生きる力を育む環境づくり	54
1. 遊び場の充実	54
2. 家庭の教育力の向上	55
3. 学校等の教育環境の充実	56
4. 北広島町ふるさと教育の充実	57
5. 地域の教育力の向上	58
6. 障害児施策の充実	60
7. 「食育」の推進	62
8. 次世代の親づくり	63
第5章 推進体制	64
1. 計画の推進に向けて	64
資料編	65
1. 北広島町子ども・子育て会議設置条例	65
2. 計画の策定体制	67

はじめに

○ 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国では、依然として出生数の低下や出生率の減少による少子化が進んでおり、合計特種出生率は平成25年で1.43と人口を維持するために必要である2.08を下回っています。

その背景には経済状況や就労状況における仕事と子育ての両立の難しさや理想とする子どもの数を持てないことによる出生数の低下、ライフスタイルの多様化による未婚化や晩婚化の進行などがあげられています。

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築することとなりました。平成24年には「子ども・子育て関連3法」が制定され、新たな制度のもと、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの養育支援等を総合的に推進していくこととしています。また、平成25年6月に少子化社会対策会議で決定された「少子化危機突破のための緊急会議」に基づき、切れ目のない結婚・妊娠・出産支援等、継続的な少子化対策が進められています。

本町においても、平成22年に策定した「北広島町次世代育成支援対策行動計画（後期計画）」に基づき、子育て支援の社会づくり・子どもたちの笑顔づくり・ニーズに応える保育サービスづくりを重点に掲げ、次代を担う子どもと子育て家庭への支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

こうした背景を踏まえ、新制度における施設型給付・地域型保育給付に基づく幼児期の教育・保育の提供、地域の子育て支援の一層の充実などの取り組みを総合的に推進とともに、本町における子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境づくりをより一層進めるため、「北広島町子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という。）を策定しました。

2. 子ども・子育て支援新制度の概要

(1)子ども・子育て支援新制度とは

「子ども・子育て支援新制度」とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の「子ども・子育て関連3法」に基づく制度のことをいいます。

(2)子ども・子育て支援新制度がめざすもの

「子ども・子育て支援新制度」において国がめざす内容は次のとおりです。

国が「子ども・子育て支援新制度」でめざすもの

■質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」制度の改善をめざします。具体的には、「幼保連携型認定こども園」という類型の施設を見直し、これまで非常に複雑だった設置のための手続きを簡略にすることによって、施設の整備と幼児教育・保育及び家庭における養育支援の一体的な提供の促進を図るものです。

※「認定こども園」には、「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の4類型があります。

■保育の量的拡充・確保、教育・保育の質的改善

少子化が進む一方で、0～2歳の低年齢児の入所率が高まっているなど、保育需要が高まっています。そのため、職員の処遇や配置の改善を図るなど教育・保育の質を確保しながら、待機児童の解消や潜在的な保育ニーズに対応できるよう、保育定員の拡充をめざします。

また、都市部における待機児童の増加及び待機児童の約8割が0～2歳の低年齢児となっていること等の課題や、子どもが減少傾向にある地域で、施設の維持が困難になっている課題等に対し、小規模保育や家庭的保育等さまざまな手法への財政措置を導入して、保育の量的拡充・確保に努めます。

■地域の子ども・子育て支援の充実

核家族化の進行やひとり親家庭の増加等、子育て家庭の支援に関するニーズは多様化しています。そこで、地域型保育の事業所は、認定こども園等と連携し保育内容の充実を図るとともに、「地域子ども・子育て支援事業」において、利用者支援事業の創設や、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かり等の既存事業を充実し、地域の多様な保育ニーズに対応します。

3. 計画の性格・位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけます。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援行動計画については、義務策定から任意策定に変更されていますが、すべての子どもと子育て家庭を対象として、本町が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定める観点から、今後は子ども・子育て支援事業計画として一体的に推進していくものとします。

本計画は、「北広島町長期総合計画」をはじめとして、「健康増進計画」「障害者福祉計画・障害福祉計画」など、子どもとまちづくりに関する上位計画、関連計画との整合・連携を図るものとし、子育てに関する施策を総合的に推進します。

4. 計画の期間

子ども・子育て支援法では、平成27年度を初年度とする5年を1期とした事業計画を定めることとしています。そのため、本計画においても平成27年度から平成31年度までの5か年を計画期間として策定するものです。

なお、本計画は定期的に計画の進捗状況を点検していくものであり、その過程で必要に応じた見直しも隨時行っていくこととします。

平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
北広島町次世代育成支援対策行動計画（後期計画）									
北広島町子ども・子育て支援事業計画									

5. 住民参加と情報公開

(1)ニーズ調査の実施

本計画の策定に必要な基礎資料を得るため、小学校6年生以下の児童を扶養しているすべての家庭を対象に子育て家庭の実態や意向、課題等を把握するために「子ども・子育て支援ニーズ調査」を実施しました。調査結果は本計画の策定及び今後の子育て支援施策等を立案するための基礎資料として使用しました。

(2)「北広島町子ども・子育て会議」の開催

本計画を策定するにあたり、町内の各種団体の代表等で構成される「北広島町子ども・子育て会議」において、計画の内容に対する検討を行うとともに、今後の本町における子育て支援のあり方についての認識の共有を図りました。

(3)パブリックコメントの実施

本計画を策定するにあたり、計画案をホームページ等で公表するパブリックコメント（町民意見公募）を実施（平成27年2月12日から2月23日）し、把握した町民の意見・要望の計画への反映に努めました。

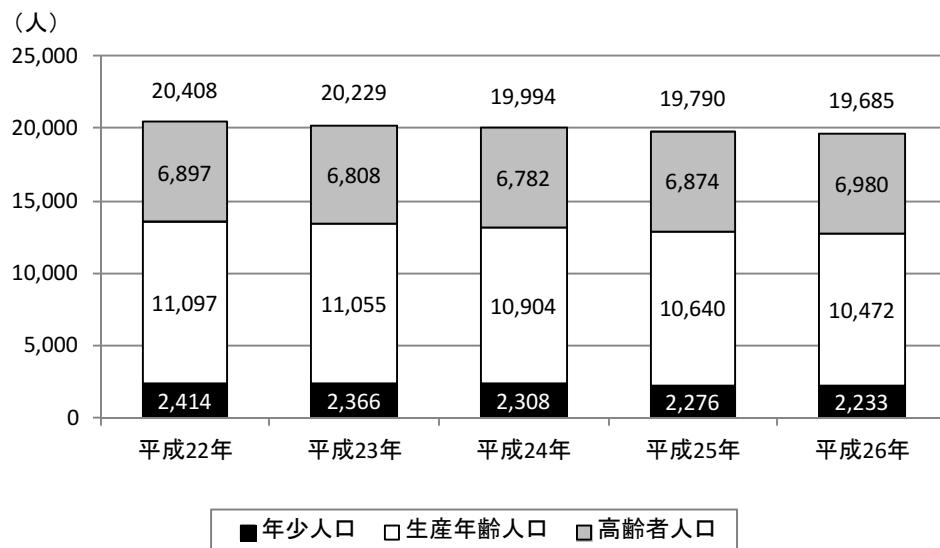
第1章 子ども・子育てを取り巻く現況

第1節 少子化の動向

1. 総人口と児童人口の推移

総人口は毎年減少傾向にあり、平成 26 年では 19,685 人となっています。次世代育成支援対策行動計画（後期計画）の策定年度である平成 22 年と比べると 723 人の減少となっています。また、年少人口（0 歳～14 歳）と生産年齢人口（15 歳～64 歳）は減少傾向で推移しており、高齢者人口（65 歳以上）は増加傾向にあることから、少子高齢化が進行していることがわかります。

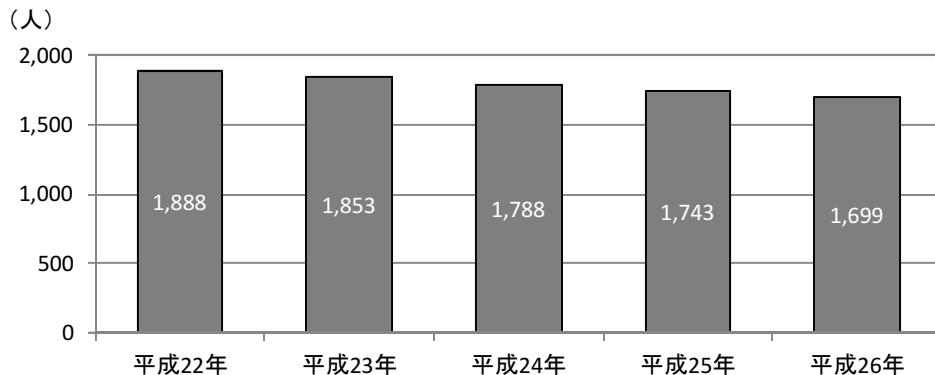
■総人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

児童人口（0 歳～11 歳）をみると、総人口と同様、減少傾向で推移しており、平成 26 年では 1,699 人となっています。

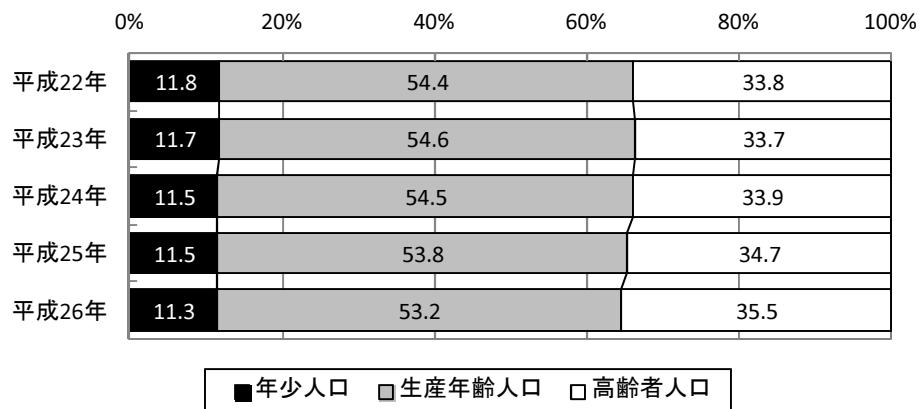
■児童人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2. 年齢3区分人口比の推移

住民基本台帳による本町の人口をもとに、年少人口（0歳～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）、高齢者人口（65歳以上）の3区分人口比率をみると、年少人口及び生産年齢人口は減少傾向、高齢者人口は増加傾向にあります。各人口について平成22年と平成26年を比べると、年少人口は、0.5ポイント、生産年齢人口は、1.2ポイント減少しており、高齢者人口は、1.7ポイント増加しています。

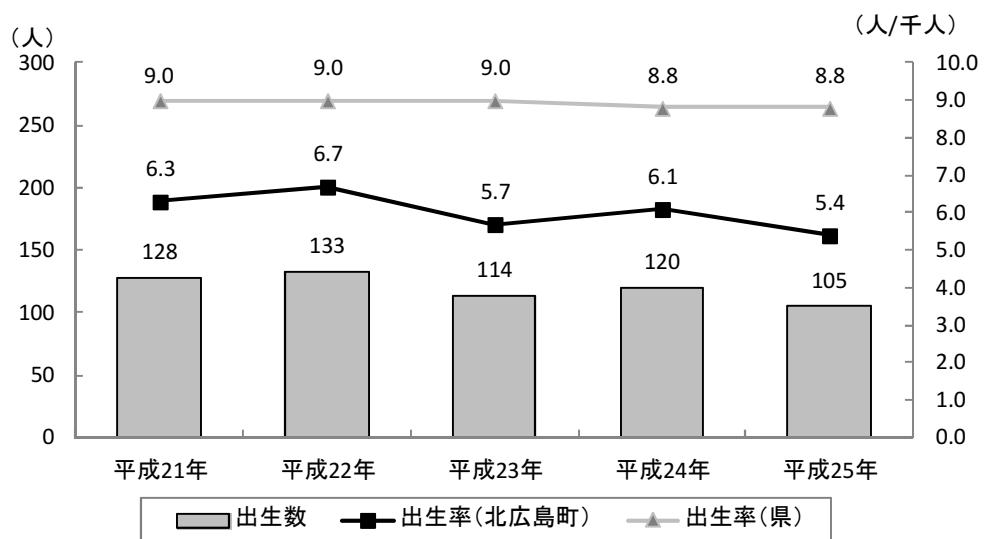


資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

3. 出生の動向

人口動態統計による本町の出生数は、増減をくりかえし、平成25年では105人となっています。県と比較すると出生率は低い傾向で推移しています。

■出生数の推移

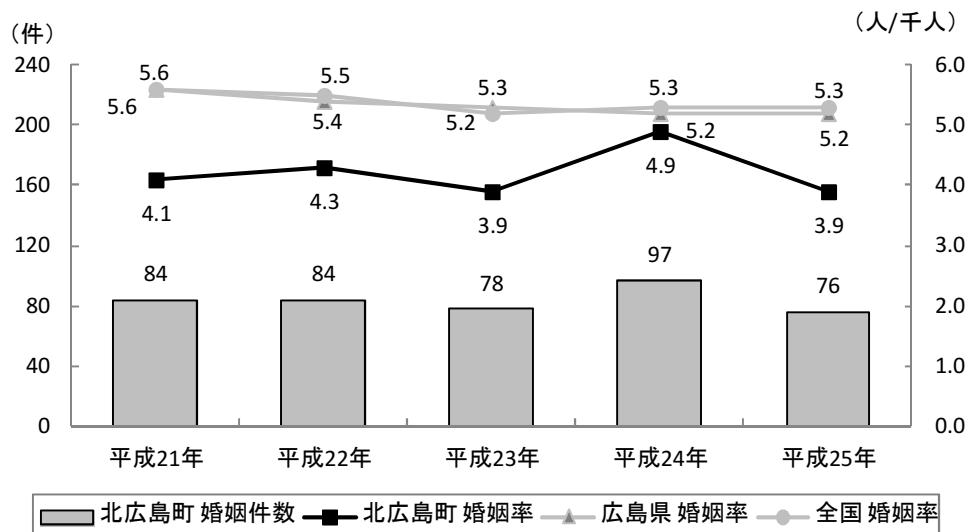


資料：広島県人口動態統計年報

4. 婚姻の動向

(1)婚姻数の推移

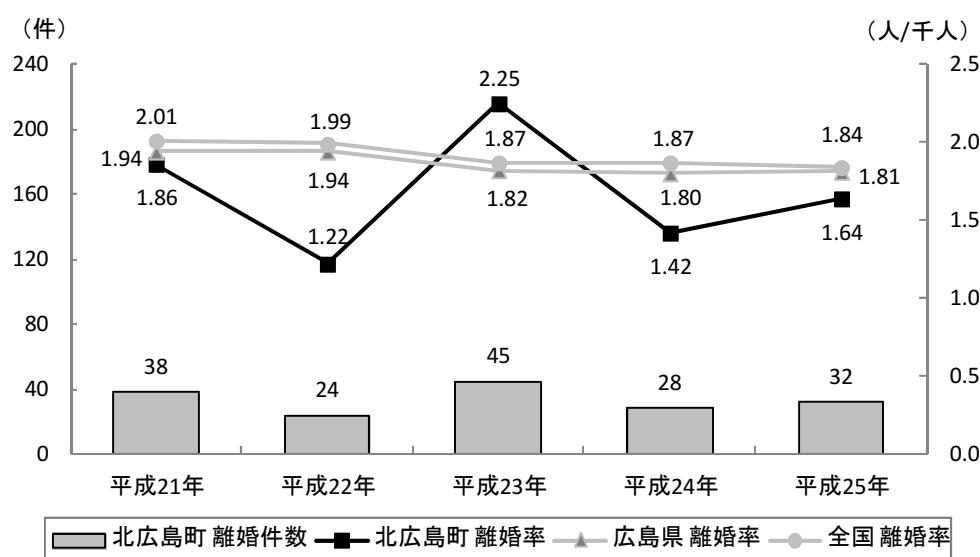
人口動態統計による本町の婚姻件数は、平成 25 年では 76 件となっています。
婚姻率をみると、全国、県より低い傾向で推移しています。



資料:広島県人口動態統計年報

(2)離婚数の推移

人口動態統計による本町の離婚件数は、平成 25 年では 32 件となっています。
離婚率をみると、増減をくりかえし、平成 23 年で高くなっていますが、基本的に全国
及び県と比較すると低くなっています。



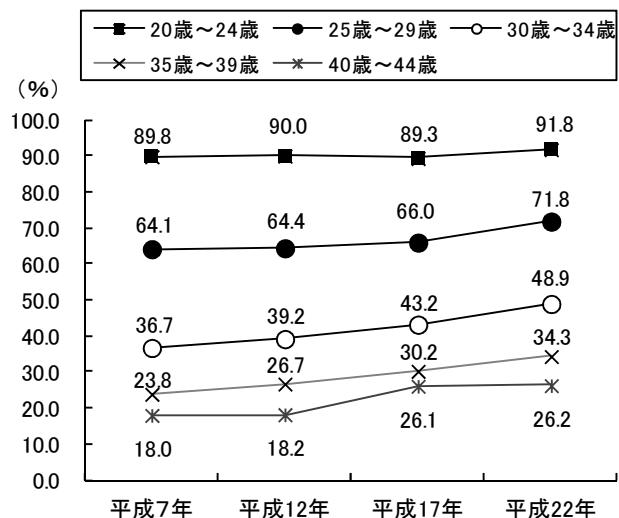
資料:広島県人口動態統計年報

(3)未婚率の推移

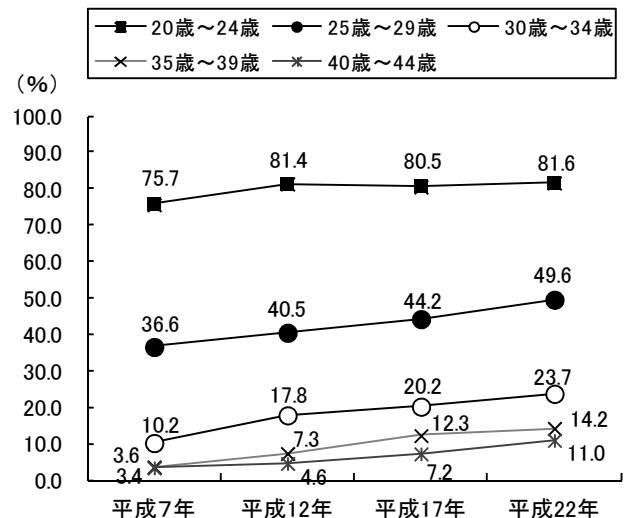
国勢調査による本町の未婚率をみると、男女ともに増加傾向にあります。

中でも、男性では25歳～29歳、30歳～34歳、女性では、25歳～29歳で伸び率が大きくなっています。

■未婚率の推移（男性）【北広島町】



■未婚率の推移（女性）【北広島町】



資料：国勢調査

第2節 家族や地域の状況

1. 人口・世帯の状況

本町の人口は、平成 26 年 3月末現在で 19,685 人、世帯数は 8,415 世帯となっています。

また、1 世帯あたりの人口を示す「世帯人員」は、平成 22 年 3月末の 2.5 人から 2.3 人と緩やかな小家族化傾向にあります。これは、人口が減少している一方で、世帯数が増加していることが要因となっています。

■人口・世帯数の推移

単位:人、世帯、%

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
人 口	20,408	20,229	19,994	19,790	19,685
世 帯	8,296	8,310	8,325	8,363	8,415
世 帯 人 員	2.5	2.4	2.4	2.4	2.3
人 口 伸 び 率	100.0	99.1	98.8	99.0	99.5
世 帯 伸 び 率	100.0	100.2	100.2	100.5	100.6

資料:住民基本台帳(各年3月末時点)

※平成 22 年から平成 24 年は外国人登録者を除いたもの、平成 25 年以降は外国人登録者を含めたもの。

2. 就労の状況

(1) 就業者数、就業率の推移

国勢調査による本町の男女就業者数及び男女就業率をみると、平成 7 年以降減少傾向にあり、平成 22 年では男性 5,922 人（就業比率：71.7%）、女性 4,576 人（就業比率：49.8%）となっています。

■就業者数、就業率の推移(15 歳以上)

単位:人、%

	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
男 性 就 業 者 数	7,274	6,753	6,393	5,922
女 性 就 業 者 数	5,799	5,346	5,023	4,576
男 性 就 業 率	79.3	76.0	74.5	71.7
女 性 就 業 率	57.7	53.1	52.2	49.8

(平成 12 年以前は旧4町の合計値)

資料:国勢調査

(2)年齢別女性就業者数及び就業率

国勢調査による本町の女性別就業率を年齢5歳階級別にみると、15～19歳を除くすべての年代において全国、広島県と比較して高くなっています。また、平成17年と比較すると、20～24歳、40歳代、60歳代以降において就業率が下がっています。

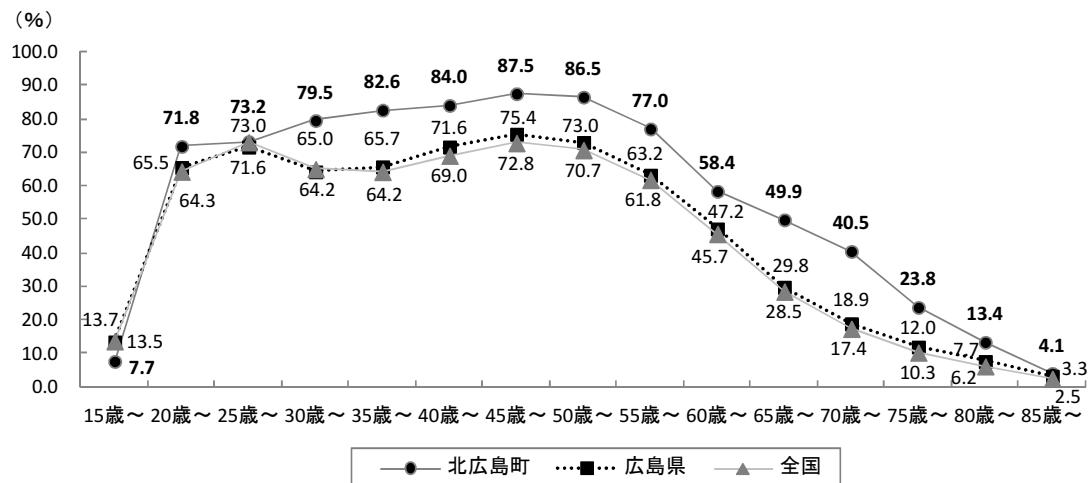
■女性の就業状況

単位: %

	平成17年 北広島町(旧町計)	平成22年		
		北広島町	広島県	全国
15歳～19歳	6.9	7.7	13.5	13.7
20歳～24歳	72.5	71.8	65.5	64.3
25歳～29歳	70.7	73.2	71.6	73.0
30歳～34歳	71.9	79.5	64.2	65.0
35歳～39歳	77.5	82.6	65.7	64.2
40歳～44歳	86.7	84.0	71.6	69.0
45歳～49歳	89.2	87.5	75.4	72.8
50歳～54歳	82.2	86.5	73.0	70.7
55歳～59歳	76.1	77.0	63.2	61.8
60歳～64歳	59.5	58.4	47.2	45.7
65歳～69歳	51.4	49.9	29.8	28.5
70歳～74歳	42.5	40.5	18.9	17.4
75歳～79歳	26.2	23.8	12.0	10.3
80歳～84歳	14.0	13.4	7.7	6.2
85歳以上	4.2	4.1	3.3	2.5

資料:国勢調査

■女性の年齢別就業率 (15歳以上)



第3節 子育て支援サービスの提供と利用の状況

1. 保育所(園)の状況

■保育所(園)の定員及び入所状況(■ 部分は充足率が 100%以上) 単位:人、%

地域	公・私	名称	項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度		
芸北	公	八幡こども園	定員	10	10	10	—		
			入所人員	8	4	3	0		
			充足率	80.0	40.0	30.0	—		
	公	芸北つくし保育園	定員	30	30	30	30		
			入所人員	23	22	21	24		
			充足率	76.7	73.3	70.0	80.0		
	私	さつきヶ丘保育所	定員	20	20	20	20		
			入所人員	19	19	18	27		
			充足率	95.0	95.0	90.0	135.0		
	公	美雲保育所	定員	—	—	—	—		
			入所人員	0	0	0	0		
			充足率	—	—	—	—		
大朝	公	新庄保育所	定員	40	40	40	40		
			入所人員	30	27	30	25		
			充足率	75.0	67.5	75.0	62.5		
	私	大朝保育所	定員	60	60	50	50		
			入所人員	57	49	47	45		
			充足率	95.0	81.7	94.0	90.0		
千代田	公	川戸保育所	定員	20	20	20	20		
			入所人員	23	17	19	22		
			充足率	115.0	85.0	95.0	110.0		
	公	南方保育所	定員	30	30	30	30		
			入所人員	21	23	20	28		
			充足率	70.0	76.7	66.7	93.3		
	公	本地保育所	定員	60	60	60	60		
			入所人員	47	46	42	46		
			充足率	78.3	76.7	70.0	76.7		
	私	蔵迫保育所	定員	60	60	60	60		
			入所人員	59	69	67	68		
			充足率	98.3	115.0	111.7	113.3		
	私	ルンビニ園保育所	定員	120	120	120	120		
			入所人員	135	136	125	124		
			充足率	112.5	113.3	104.2	103.3		
	私	壬生保育所	定員	100	100	100	90		
			入所人員	110	100	91	84		
			充足率	110.0	100.0	91.0	93.3		
豊平	私	吉坂保育所	定員	45	45	45	45		
			入所人員	42	43	46	44		
			充足率	93.3	95.6	102.2	97.8		
	私	都谷保育所	定員	20	20	20	20		
			入所人員	21	21	19	20		
			充足率	105.0	105.0	95.0	100.0		
	私	双葉保育園	定員	20	20	20	20		
			入所人員	21	22	23	22		
			充足率	105.0	110.0	115.0	110.0		
合計			定員	635	635	625	605		
			入所人員	616	598	571	579		
			充足率	97.0	94.2	91.4	95.7		

資料: 福祉課(各年4月1日現在)

■特別保育等の実施状況

単位:か所

事業名	平成25年度実施か所数
延長保育	7
緊急一時保育	12
障害児保育	13
世代間交流	13
異年齢児交流	13
育児講座	13
育児相談	13

■病児・病後児保育の実施状況

単位:人

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
病児保育	165	197	208	207
病後児保育	59	50	52	40

資料:福祉課(各年3月末現在)

2. 子育て支援センターの状況

■子育て支援センターの設置状況(平成25年度)

名称	実施場所	事業内容
芸北子育て支援センター	さつきヶ丘保育所	<ul style="list-style-type: none"> ●園庭開放 ●心れあい相談・育児相談 ●芸北ママ友クラブ ●一時保育
大朝子育て支援センター	大朝保育所	<ul style="list-style-type: none"> ●園庭開放 ●育児相談 ●ためになる講座 ●「ちょっとひといき！」 ●おたのしみ会
千代田子育て支援センター	千代田子育て支援センター「すこやか」	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て不安などの相談・指導・家庭訪問 ●すこやか・ルンビニ園保育所園庭開放 ●すこやかランド ●ぴよぴよランド（1歳6ヶ月未満対象） ●育児サークル「このゆびとまれ」支援 ●親子クラブ「ひなたぼっこ」支援
豊平子育て支援センター	双葉保育園	<ul style="list-style-type: none"> ●子育てルンルン（園庭開放） ●子育て通信の発行（年12回） ●育児相談 ●なかよし保育（緊急一時保育） ●ふたご・みつごサークル（さくらんぼ）

資料:福祉課

3. 放課後児童クラブの状況

■放課後児童クラブの入所状況(■ 部分は充足率が100%以上)

単位:人、%

地域	名称	項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
芸北	芸北放課後児童クラブ	定員	—	—	—	—	
		利用人数	14	26	29	23	
		充足率	—	—	—	—	
大朝	大朝放課後児童クラブ	定員	55	55	55	55	
		利用人数	57	59	56	55	
		充足率	103.6	107.3	101.8	100.0	
千代田	千代田放課後児童クラブ	定員	70	70	70	70	
		利用人数	41	49	55	59	
		充足率	58.6	70.0	78.6	84.3	
	壬生放課後児童クラブ	定員	55	55	55	55	
		利用人数	39	36	45	41	
		充足率	70.9	65.5	81.8	74.5	
	八重東放課後児童クラブ	定員	55	55	55	55	
		利用人数	28	25	25	35	
		充足率	50.9	45.5	45.5	63.6	
	本地放課後児童クラブ	定員	45	45	45	45	
		利用人数	37	32	28	24	
		充足率	82.2	71.1	62.2	53.3	
豊平	都谷児童クラブ	定員	30	30	30	30	
		利用人数	26	20	26	17	
		充足率	86.7	66.7	86.7	56.7	
	双葉放課後児童クラブ	定員	30	30	30	30	
		利用人数	17	18	17	14	
		充足率	56.7	60.0	56.7	46.7	
	みなみ放課後児童クラブ	定員	40	40	40	40	
		利用人数	48	44	38	37	
		充足率	120.0	110.0	95.0	92.5	
合計		定員	380	380	380	380	
		利用人数	307	309	319	305	
		充足率	80.8	81.3	83.9	80.3	

資料:生涯学習課(各年9月30日現在)、芸北放課後児童クラブは小学校の夏季休業中のみ実施

4. 小・中学校の状況

■小学校児童数

単位:人

地域	名称	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
芸北	芸北小学校	126	119	118	105
大朝	大朝小学校	89	89	83	83
	新庄小学校	87	84	86	80
千代田	川迫小学校	27	33	26	26
	八重東小学校	113	116	108	105
	壬生小学校	154	155	162	165
	本地小学校	118	112	111	99
	八重小学校	179	170	171	168
豊平	豊平小学校	152	154	145	132

資料:学校教育課(各年5月1日現在)

■中学校児童数

単位:人

地域	名称	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
芸北	芸北中学校	64	62	68	67
大朝	大朝中学校	95	77	63	61
千代田	千代田中学校	212	218	236	262
豊平	豊平中学校	84	70	68	62

資料:学校教育課(各年5月1日現在)

第4節 次世代育成支援対策行動計画の評価

北広島町次世代育成支援対策行動計画（後期計画）策定時に設定した目標について、ニーズ調査結果や事業の実施状況をもとに評価を行いました。

1. 評価の方法

北広島町次世代育成支援対策行動計画（後期計画）の平成21年度の値と、平成25年のニーズ調査やその他の実績等による現状値を比較しています。

2. 目標指標の評価

■後期計画目標指標達成状況(主な施策に係る数値目標)

項目	平成21年度 現況	平成26年度 目標	平成25年度 現況
1 通常保育	655人 14か所	604人 14か所	653人 13か所
	3歳未満	213人	246人
	3～5歳	442人	407人
	特定保育事業	未実施	ファミリー・サポート・センター事業として実施検討
2 夜間帯の保育サービス (延長・夜間・深夜・早朝帯)			
延長保育事業	7か所	8か所	7か所
	未実施	利用者のニーズにあわせ対応を図る	未実施
3 休日保育事業	未実施	ファミリー・サポート・センター事業として実施検討	ファミリー・サポート・センター事業として実施検討
4 病児・病後児保育事業			
体調不良型	未実施	利用者のニーズにあわせ対応を図る	利用者のニーズにあわせ対応を図る
	定員3人 1か所	定員3人 1か所	定員3人 1か所
5 放課後児童健全育成事業	7か所	9か所	9か所
6 一時預かり事業 (一時保育事業)	未実施 (一部保育園で実施)	利用者のニーズにあわせ対応を図る	12か所
7 地域子育て支援拠点事業	5か所	5か所	4か所
	センター型	4か所	4か所
	ひろば型	1か所	未実施
8 ファミリー・サポート・センター事業	未実施	1か所	1か所
9 ショートステイ事業	未実施	利用者のニーズにあわせ対応を図る	利用者のニーズにあわせ対応を図る

第5節 子ども・子育てニーズ調査結果概要

1. 調査方法

この計画を策定するにあたり、子育て家庭の実態や意向、課題等を把握し、今後の子育て施策を進めるための基礎資料として、平成25年11月に「次世代育成支援等に関するニーズ調査」を実施しました。

調査地域	：北広島町
調査対象者	：北広島町に住んでいる就学前・小学生の世帯から無作為抽出
対象数	：就学前 595 人 小学生 457 人
調査期間	：平成25年11月16日～平成25年11月30日まで
調査方法	：施設及び郵送による配布回収

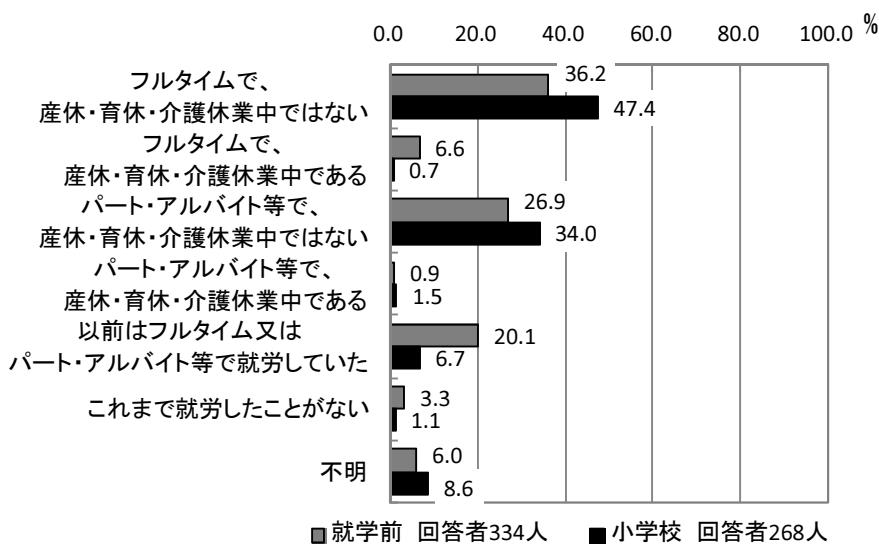
調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童用調査票	595 票	334 票	56.1%
小学校児童用調査票	457 票	268 票	58.6%
合計	1,052 票	602 票	57.2%

2. 調査結果の概要

(1) 就労状況

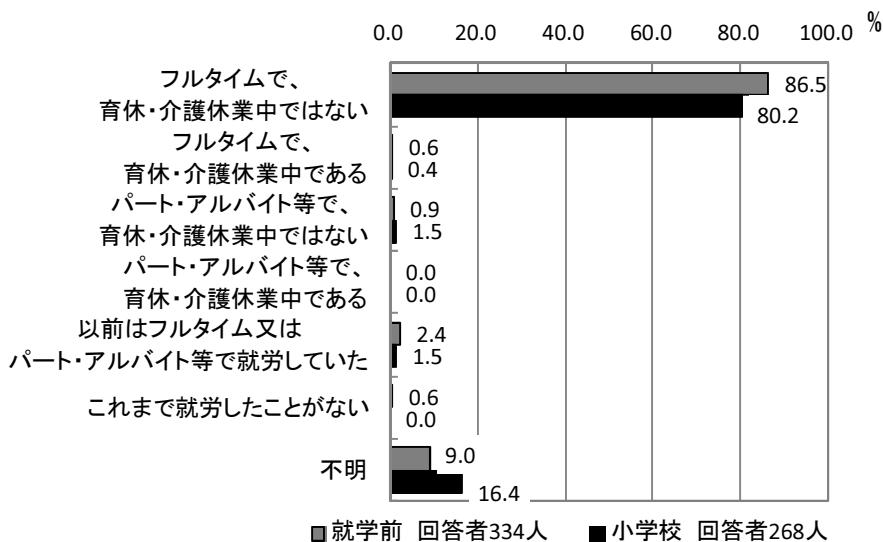
① 母親の就労状況

母親の就労状況についてみると、就学前、小学校ともに「フルタイムで、産休・育休・介護休業中ではない」が最も高く、就学前では36.2%、小学校では47.4%となっています。



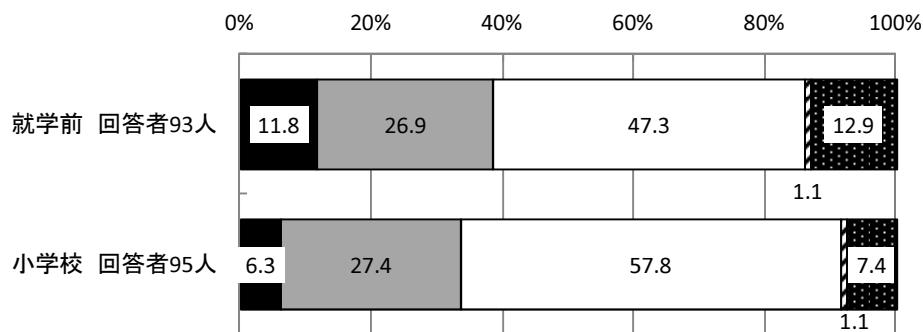
② 父親の就労状況

父親の就労状況についてみると、就学前、小学校ともに「フルタイムで就労しており、
産休・育休・介護休業中ではない」が最も高く、就学前では86.5%、小学校では80.2%
となっています。



③【パート・アルバイト等で就労している人】母親のフルタイムへの転換希望

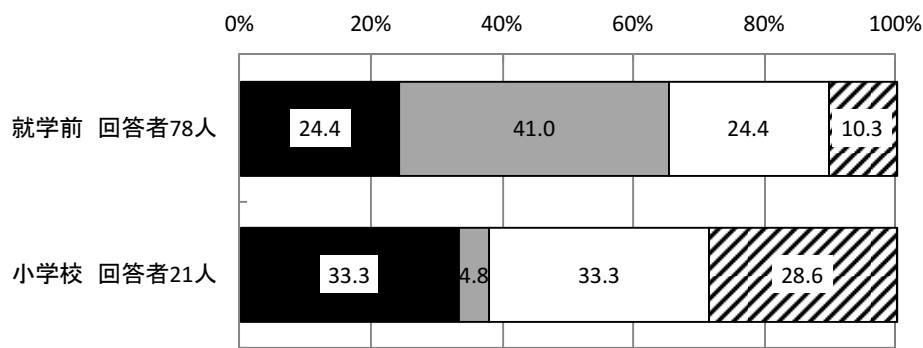
母親のフルタイムへの転換希望についてみると、就学前、小学校ともに「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が最も高く、就学前では 47.3%、小学校では 57.8%となっています。



- フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある
- フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない
- パート・アルバイト等の就労を続けることを希望
- パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい
- 不明

④【就労していない・就労したことない人】母親の就労希望

母親の就労希望についてみると、就学前では「1年以上先、一番下の子どもが大きくなつたころに就労予定（希望を含む）」が 41.0%、小学校では「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」「すぐにでも、もしくは1年内に就労予定（希望を含む）」がともに 33.3%で最も高くなっています。



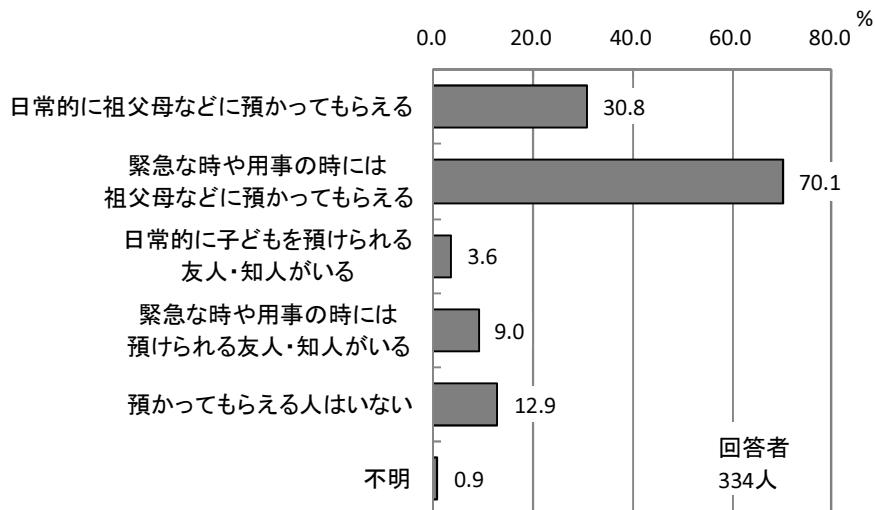
- 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)
- 1年以上先、一番下の子どもが大きくなつたころに就労予定(希望を含む)
- すぐにでも、もしくは1年内に就労予定(希望を含む)
- 不明

(2)日ごろ、あて名のお子さんをみてもらえる親族や知人はいますか

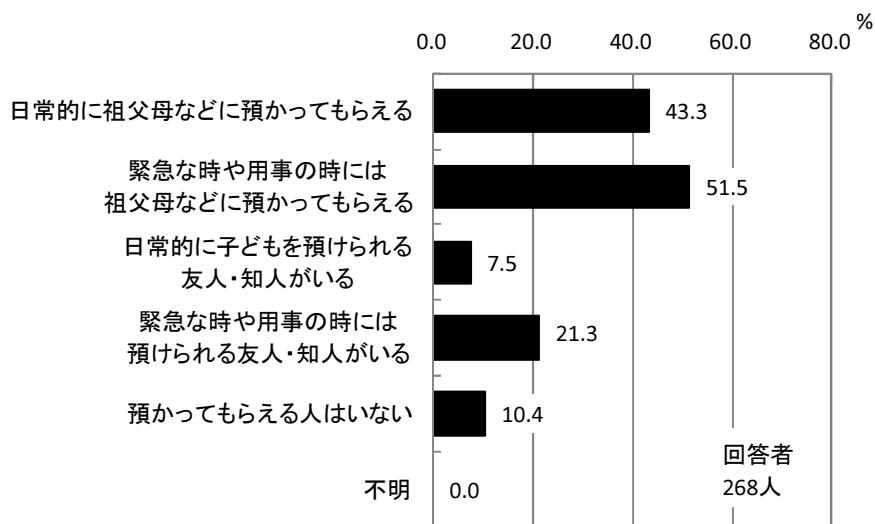
日ごろお子さんをみてもらえる親族や知人についてみると、就学前、小学校ともに「緊急な時や用事の時には祖父母などに預かってもらえる」が最も高く、就学前では70.1%、小学校では51.5%となっています。

また、就学前、小学校ともに「預かってもらえる人はいない」が10%強となっています。

◆就学前



◆小学校

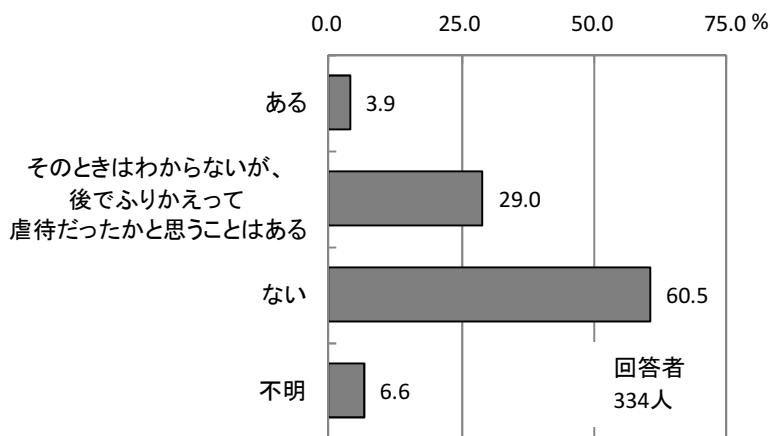


(3)子どもを虐待していると感じたことはありますか

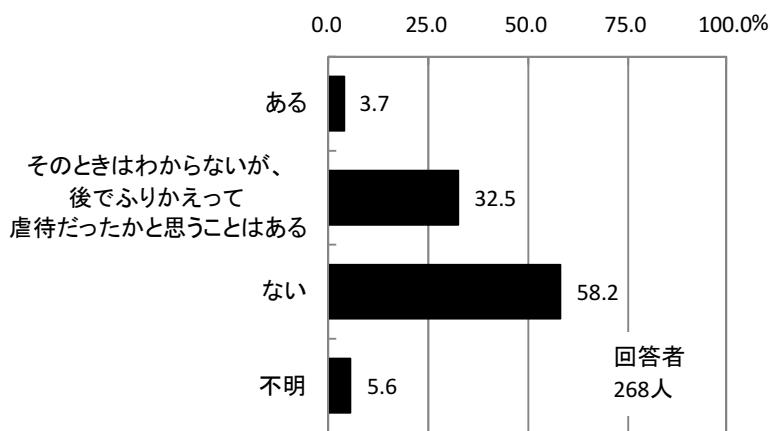
子どもを虐待しているのではないかと思うことがあるかについてみると、就学前、小学校ともに「ない」が最も高く、就学前では 60.5%、小学校では 58.2% となっています。

一方、「ある」と「そのときはわからないが、後でふりかえって虐待だったかと思うことはある」を合わせた割合をみると、就学前では 32.9%、小学校では 36.2% となっています。

◆就学前



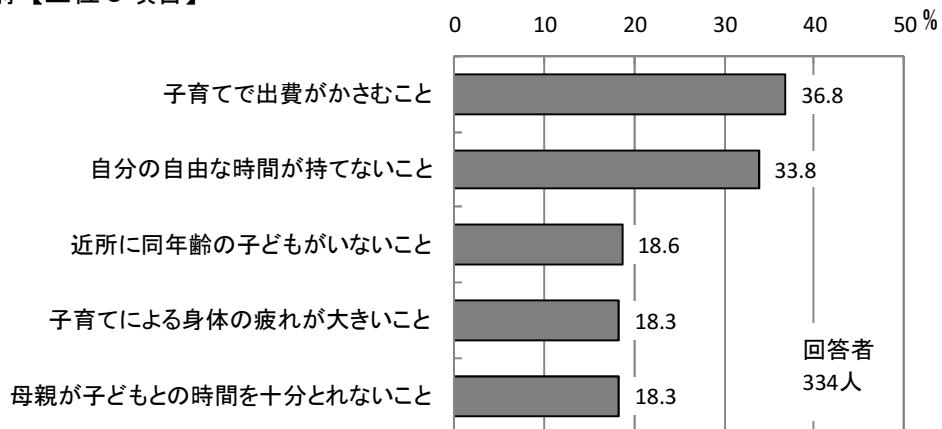
◆小学校



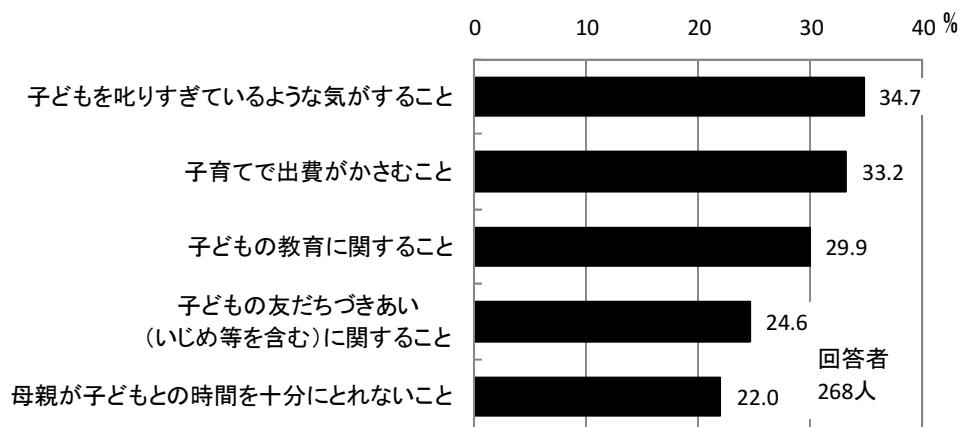
(4)子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいること

子育てに関する不安や悩みについてみると、就学前では「子育てで出費がかさむこと」が 36.8%で最も高く、小学校では「子どもを叱りすぎているような気がすること」が 34.7%で最も高くなっています。

◆就学前【上位 5 項目】



◆小学校【上位 5 項目】



第6節 課題のまとめ

● 子どもが健やかに育まれる環境の充実が求められています

全国的な少子高齢化を背景として、北広島町においても同様の傾向がみられ、出生数についても、県と比べると低い数値で推移しています。全国的に出生数が減少傾向にあることは、本町においても同様であり、これを課題として認識し、対策を講じていくことが必要です。そして、一人ひとりの子どもが健やかに育まれるために、虐待、障害、家族の状況などの事情により、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めた、すべての子どもと子育て家庭を支援することが必要です。

● 地域・社会ぐるみでの子育て支援の取り組みが求められています

教育・保育環境の充実は、子どもの年齢を問わず要望が高い問題であり、ニーズ調査においても、現状に対して多くのニーズが寄せられました。また、日々悩みの連続である子育てに対して、北広島町では、子育てを支援するためのさまざまな事業を開いてきましたが、子育て支援サイト「子育て舞net」や各種相談事業など、十分に認知されていないことがニーズ調査から明らかになってきました。核家族化や地域のつながりの希薄化により、緊急時に子どもを預けられる親族や友人・知人や相談相手も持たず、周囲から家庭が孤立してしまう状況が全国的にみられ、支援の不十分な家庭では育児ストレスを感じたり、経済的な困難に直面した時に、うまく対応できなかったりという事態にもつながります。子育て支援センター・ファミリー・サポート・センターなどの子育て支援施設の活用はもちろん、延長保育、一時預かり、各種健診事業等の制度に関する取り組みの充実を図り、地域と行政が子育て支援の連携を高めていくことが必要です。

● 仕事と子育てを両立させる取り組みが求められています

本町における世帯人員は、年々緩やかに減少しており、小家族化が進行しています。また、本町の女性の就業率は、県や国と比べても高い割合となっており、働きたい女性が増えていることも現状としてあげられることから、少子化問題の歯止めとなるワーク・ライフ・バランスの検討が一つの課題となっています。仕事と家庭の両立支援に関して、母親のみを支援の対象として考えるのではなく、父親はもちろん、祖父母などの親族を巻き込んだ家庭の中で、積極的に子育てに携わることのできる環境づくりを並行して考えることが、母親の育児ストレスの軽減に有効であると考えられます。

● 子どもが学び育つ教育環境の充実が求められています

教育内容や学校環境の充実は、子どもの年齢を問わず、保護者の要望が高い問題であり、特に小学生児童のいる世帯では、子育ての不安や悩みの多くが、子どもの教育や友だちづきあいに関するものとなっています。近年、就学前児童における、基本的な生活習慣・態度が身についていない、自制心や規範意識といったものが十分に育たないという課題が指摘されています。本来、家庭における教育、地域社会における教育など、それぞれがバランスを保ちながら健全な成長を支えていくものであることから、より連携を密にし、北広島町の自然、歴史文化等を生かした、質の高い教育・保育を提供できるよう、社会全体で子どもの育ちを支える体制が求められています。

● 安全・安心して暮らせる生活環境の整備が求められています

子育てにおける生活環境面での要望は、屋外や雨の日に子どもがのびのびと過ごすことができる場所の充実や、小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制の構築など、多岐にわたります。子どもの遊び場については、子どもをはじめ、家族で過ごせる公園や雨の日に子どもが過ごすことができる屋内施設の充実を求める声も多く、そこから生まれる子ども同士、保護者同士のつながりを求める意見もあり、コミュニティースペースの提供が求められています。また、子どもが安心して暮らせるまちには、医療の充実も欠かせません。急な病気やけがに対する適切な処置が行え、安心して医療を受けられるまちづくりが必要です。乳幼児健診等の母子保健事業については、単に子どもや家族の健康状態を的確に把握するだけではなく、保健相談・育児相談・関係機関等の連携により、安心して子育てが続けられる機会でもあり、さまざまな役割が期待されます。

第2章 計画の方向性

第1節 計画の基本理念とキーワード

少子化や核家族化の進行をはじめ、就労環境等がめまぐるしく変化する今日、子育てに負担感や孤独感を感じる保護者が増えてきており、子どもの健全な育成に少なからず影響を与えています。そのような中で、若い世代が安心して働き、希望どおり結婚し、子どもを産み、健やかに育てることができる地域社会の実現が求められています。

このような状況の対応に向けて、本計画では、これまで推進してきた「北広島町次世代育成支援対策行動計画」から継承すべき基本姿勢などを踏まえつつ、若者・子育て世代の安定した雇用の創出、Uターン等の定住対策や教育・保育の質の向上、父親と母親をはじめとする家族の協力による子育て、行政、民間、地域の連携など、まち全体をあげて子育てを支援していきます。

こうした子育て支援を通じて、次代の主役である子どもたちが、ホッと安心できる環境でくすくすくと育つことができるまちの実現に向け、下記を本計画の基本理念として定めます。

■計画の基本理念

“ホッと”できる環境で、子どもが“くすくすく”育つまち ～健やかに自立した大人へと成長できる北広島町～

子どもは、地域の宝として私たちに希望をもたらし、未来の北広島町を創る力です。

安心して子どもを産み育てる家庭を支えることと、子どもが幸福に暮らし、さまざまな個性や能力を伸ばし、自主性や社会性を身につけ、自立した大人へと健やかな育ちを支えることは、子どもとその家庭の幸せにつながるだけではなく、北広島町の将来の担い手育成にもつながるため、地域全体で取り組む重要課題の一つといえます。

そこで、地域社会が一つになって、「北広島っ子」を育てていくという考え方のもと、子どもとその家庭を支えることにより、子育てや子どもの成長を喜び、生きがいに感じることができる北広島町をめざします。

なお、計画のキーワードについては、これまでの計画同様、以下の2つを踏襲します。

■計画のキーワード

●安心して子育てをしたい ●子どもの生きる力を育みたい

第2節 基本姿勢

基本理念を実現していくために、以下5点を基本姿勢として施策を実施していきます。

(1)子どもの最善の利益を支える

子どもを一人の独立した人格として尊重し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適正な子ども・子育て支援の展開を図り、子どもの最善の利益が実現される北広島町をめざします。

(2)家庭の主体的な子育てを支える

子育ての第一義的責任が家庭にあることは広く認識されるところです。

その中で、基本的生活習慣が身についていない子どもが増えているなど、家庭の教育力の低下も指摘されています。家庭がしっかりと子どもに向かい、愛情を注ぐことは、子どもの成長に欠かせないことから、「家庭が子育てに関して、本来的な役割を果たしていくよう支援する」という観点から取り組みます。

一方、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化しています。こうした環境の変化を踏まえ、子どもの社会性を身につけさせる上でも、また、子育てに関する保護者の負担を和らげる上でも、地域社会が保護者に寄り添い、子育てに対する不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる北広島町をめざします。

(3)すべての子どもの健やかな育ちを育む教育・保育体制を整える

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。少子化により、子どもの育ちをめぐる環境は変容しており、健やかな育ちのためには、同年齢・異年齢の中で育つ機会の確保が必要となります。

そのため、乳児期においては、しっかりと愛着形成を基礎とした情緒の安定や、他者への信頼感の醸成、他者とのかかわりや基本的な生きる力の育成、心身の健全な発達を通じて、一人ひとりの個性が認められ、自己肯定感を持って育まれることが求められています。

そこで、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者のかかわりや教育・保育の量、良質な施設整備等の確保はもとより、北広島町の自然、歴史文化等を生かした質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障する北広島町をめざします。

(4)すべての子どもと子育て家庭を支える

子どもの育ちは、個性や発達段階によりさまざまであり、子どもを取り巻く環境からも大きな影響を受けます。障害や疾病のある子どもには、適切な対応によりその子に応じた発達を促していく必要があります。また、貧困、虐待、ひとり親家庭など、家庭の状況により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族には早急な対応が必要となってきます。

そこで、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、法に基づく給付等により安定した生活を送れるよう支援します。

また、関係機関との連携により子どもに対する適切な保護や支援を講じ、さらに一人ひとりの特性に応じた発達支援を行うことにより、子どもの健やかな育ちを等しく保障する北広島町をめざします。

(5)子育てと仕事の両立を支える

女性の社会進出は進んでいるものの、子育てと仕事の両立はいまだ大きな課題となっています。また、共働き家庭が増加し、男性の家事・育児への参画意識は高まっているものの、父親が育児において、より積極的に役割を果たすことが期待されています。

そこで、男女の固定的な役割分担意識の解消に働きかけるとともに、企業において、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる北広島町をめざします。

第3節 基本目標と施策の体系

本計画の基本理念に基づき、以下の基本目標のもとに施策の展開を図ることとします。

基本目標①

『安心して子育てできる環境づくり』

少子化、核家族化が進む現代にあっては、家庭の中に子育て経験者がいない場合や、両親以外に子どもの面倒を見ることができない家庭も増えています。このため、「親となることへの不安」や「子どもの健やかな成長への不安」、「子育てと仕事の両立への不安」などを抱える保護者を地域社会全体で支えます。

また、実際の子育て経験を通じて親として成長でき、さらには子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じができるよう、安心して産み育て子育てに喜びを感じることのできる環境をつくります。

基本目標②

『子どもたちの生きる力を育む環境づくり』

「子どもが幸せになってほしい」というのは、住民誰しもの願いです。

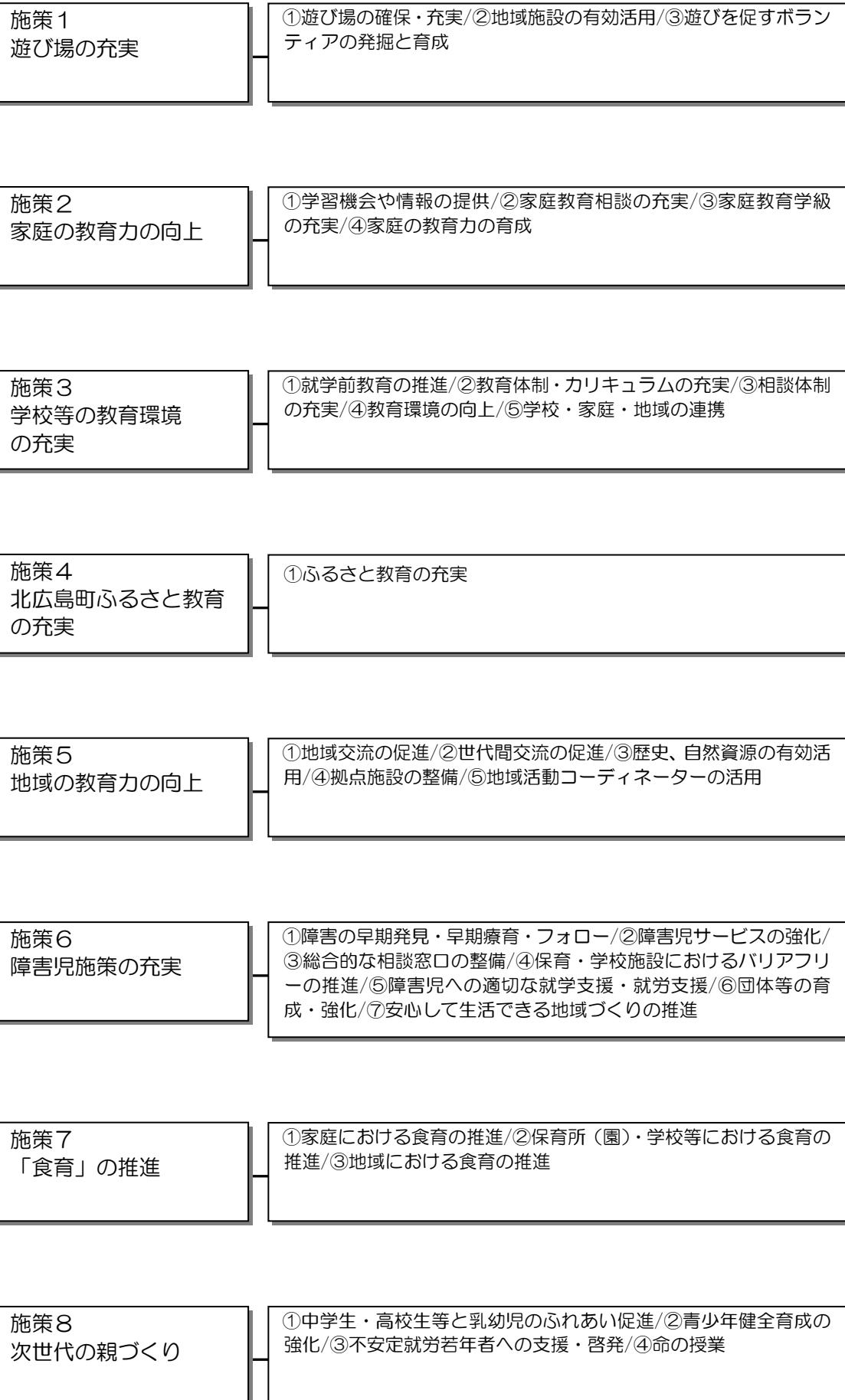
子どもが幸せな未来を切り開いていくためには、さまざまな体験を通して「生きる力」を身につけることが必要です。社会環境の変化や価値観の多様化を背景に、「基本的生活習慣が身についていない」などの声もあがっていることから、家庭・地域・保育所（園）・学校がそれぞれの役割を担い、知・徳・体のバランスのとれた子どもたちの「生きる力」を身につけていける環境をつくります。

基本目標①

安心して子育てできる環境づくり

施策1 若者の定住促進 (少子化対策)	①北広島町求人情報センターの設置/②北広島町暮らしアドバイザーの設置/③北広島町空き家情報バンクの運営/④北広島町新規定住化促進対策事業（住宅建築補助金）/⑤「只今俱楽部」の設立/⑥定住促進対策専用ホームページ・啓発用冊子の作成/⑦空き家情報バンク登録物件家財処分費補助金/⑧空き家情報バンク登録物件増改築補助金/⑨地域連携型空き家活用対策事業補助金/⑩乳幼児子育て家庭ごみ袋無料配布事業/⑪北広島町リターン奨励金/⑫北広島町リターン者住宅整備促進補助金/⑬出会いサポート/⑭新規就農者の確保育成/⑮北広島町ビジネス創造支援
施策2 相談、情報提供・共有の場の充実	①総合的な窓口の充実/②子育て支援センター活動の充実/③子育てサークル活動への支援/④広報誌、ホームページ等による情報提供の充実
施策3 母子保健・医療の充実	①母子保健の充実/②感染症予防/③子どもと家庭を支える地域社会づくり/④地域で安心・安全に妊娠・出産・子育てができる環境の整備/⑤歯と口の健康づくりの推進/⑥相談体制の充実/⑦不妊治療等支援体制の充実/⑧思春期保健対策の充実/⑨地域に根づいた保健活動の推進
施策4 保育サービスの充実	①「保育所（園）等の適正配置の方針」を踏まえた施設の整備・充実/②延長保育の充実/③一時保育事業の充実/④休日保育/⑤病児・病後児保育事業の充実/⑥障害児保育事業の充実/⑦保育士の資質の向上及び人員の確保/⑧保育カリキュラムの充実/⑨ファミリー・サポート・センターの充実
施策5 放課後児童クラブの充実	①ニーズに応じた放課後児童クラブの運営/②学童保育サービスの充実/③常設施設への検討/④適正な使用料金の見直し/⑤指導員の資質の向上及び人員の確保
施策6 安全の確保	①防犯・防災対策の充実/②道路環境の安全確保/③バリアフリー状況の情報提供/④家庭内の事故の予防啓発/⑤安全教育の推進/⑥受動喫煙防止の徹底
施策7 子どもの人権の尊重と児童虐待の防止	①子どもの人権教育・啓発の推進/②児童虐待対策のための関係機関の連携強化/③児童虐待の未然防止と早期発見・早期解決に向けた取り組み
施策8 子育てにおける男女共同参画の推進	①北広島町男女共同参画プランの推進/②父親等の子育てへの参加促進
施策9 仕事と生活の調和の実現	①ワーク・ライフ・バランスの普及啓発/②多様な働き方の実現及び働き方の見直し等/③働く女性の応援/④企業に対する関係法制度の普及啓発/⑤一般事業主行動計画の策定に関する普及啓発
施策10 経済的支援の整備	①乳幼児医療費助成制度/②児童医療費の助成制度/③保育所（園）の利用者負担軽減制度/④チャイルドシート助成制度/⑤ひとり親家庭等医療費助成制度/⑥母子・父子家庭支援サービスの充実/⑦安心・安全に妊娠・出産できる体制の充実

基本目標② 子どもたちの生きる力を育む環境づくり



第3章 事業量の見込みと確保方策

第1節 教育・保育の提供区域の設定

国においては、量の見込みや確保方策を設定するにあたり、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を「教育・保育提供区域」として設定することとなっています。本町では、保育所（園）の配置状況や子どもの人数を勘案し、旧町単位ごとに区域を設定します。（全町で4区域）

第2節 教育・保育給付

1. 保育認定

子ども、子育て支援法では、子どもの保育の必要性について、1号～3号の3段階に分けて、保育認定を行うこととなっています。

保育認定段階	年齢区分	保育の必要性	備考
1号	3～5歳	保育の必要がない子ども	幼稚園・認定こども園を利用できる家庭
2号	3～5歳	保育が必要な子ども	保育所（園）・認定こども園を利用できるが、幼稚園を利用、希望する家庭
			保育所（園）・認定こども園を利用できる家庭
3号	0～2歳		3歳未満の保育所（園）・認定こども園を利用できる家庭

2. 教育・保育認定者数の推計

■ 1号認定者(3~5歳、認定こども園及び幼稚園)

単位:人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込値	町全域	5	5	5	5	5
	芸北地域	0	0	0	0	0
	大朝地域	0	0	0	0	0
	千代田地域	5	5	5	5	5
	豊平地域	0	0	0	0	0
確保方策	町全域	5	5	5	5	5
	芸北地域	0	0	0	0	0
	大朝地域	0	0	0	0	0
	千代田地域	5	5	5	5	5
	豊平地域	0	0	0	0	0

■ 2号認定者(幼稚園利用)

単位:人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込値	町全域	0	0	0	0	0
	芸北地域	0	0	0	0	0
	大朝地域	0	0	0	0	0
	千代田地域	0	0	0	0	0
	豊平地域	0	0	0	0	0
確保方策	町全域	0	0	0	0	0
	芸北地域	0	0	0	0	0
	大朝地域	0	0	0	0	0
	千代田地域	0	0	0	0	0
	豊平地域	0	0	0	0	0

■2号認定者(3歳～就学前、認定こども園及び保育所(園))

単位:人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込値	町全域	342	344	332	331	330
	芸北地域	34	32	30	28	24
	大朝地域	49	59	57	52	49
	千代田地域	210	205	199	204	208
	豊平地域	49	48	46	47	49
確保方策	町全域	364	362	349	347	347
	芸北地域	31	28	26	23	20
	大朝地域	49	59	57	52	49
	千代田地域	230	222	215	219	223
	豊平地域	54	53	51	53	55

確保方策の考え方

見込値と実績値に差があることから、実績値の利用状況や推計児童数を考慮している。

■3号認定者(0歳、認定こども園及び保育所(園)＋地域型保育)

単位:人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込値	町全域	73	72	71	71	69
	芸北地域	4	4	4	4	4
	大朝地域	9	9	9	9	9
	千代田地域	53	53	52	52	50
	豊平地域	7	6	6	6	6
確保方策	町全域	47	47	46	46	44
	芸北地域	4	4	4	4	4
	大朝地域	6	6	6	6	5
	千代田地域	34	34	33	33	32
	豊平地域	3	3	3	3	3

確保方策の考え方

見込値と実績値に差があることから、実績値の利用状況や推計児童数を考慮している。

■3号認定者(1~2歳、認定こども園及び保育所(園)＋地域型保育)

単位:人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見 込 値	町全域	175	173	172	172	168
	芸北地域	18	14	14	14	14
	大朝地域	27	25	25	25	23
	千代田地域	113	117	116	116	115
	豊平地域	17	17	17	17	16
確保 方 策	町全域	175	173	172	172	168
	芸北地域	18	14	14	14	14
	大朝地域	27	25	25	25	23
	千代田地域	113	117	116	116	115
	豊平地域	17	17	17	17	16

第3節 地域子ども・子育て支援事業

■利用者支援事業

単位:箇所数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込値	0	0	0	0	1
確保方策	0	0	0	0	1

■地域子育て支援拠点事業

単位:人回

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込値	町全域	667	665	662	658
	芸北地域	29	25	25	25
	大朝地域	108	101	101	95
	千代田地域	435	444	441	439
	豊平地域	95	95	95	89
確保方策	町全域	587	580	577	581
	芸北地域	29	25	25	25
	大朝地域	108	101	101	95
	千代田地域	355	359	356	362
	豊平地域	95	95	95	89

確保方策の考え方

見込値と実績値に差があることから、実績値の利用状況や推計児童数を考慮している。

■妊婦健康診査

単位:人、回

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込値	1,722	1,708	1,694	1,666	1,624
	対象人数	123	122	121	119
	健診回数	14	14	14	14
確保方策	1,722	1,708	1,694	1,666	1,624

■乳児家庭全戸訪問事業(乳児家庭訪問)

単位:人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込値	123	122	121	119	116
確保方策	123	122	121	119	116

■養育支援訪問事業等

単位:人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込値	4	5	6	6	6
確保方策	4	5	6	6	6

■子育て短期支援事業(ショートステイ)

単位:人日

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込値	町全域	95	95	93	93
	芸北地域	5	4	4	4
	大朝地域	19	20	20	19
	千代田地域	71	71	69	70
	豊平地域	0	0	0	0
確保方策	町全域	0	0	0	0
	芸北地域	0	0	0	0
	大朝地域	0	0	0	0
	千代田地域	0	0	0	0
	豊平地域	0	0	0	0

確保方策の考え方

ニーズをみながら、近隣市町との連携について検討する。

■ファミリー・サポート・センター事業(低学年・高学年合計)

単位:人日/週

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込値	町全域	0	0	0	0
	芸北地域	0	0	0	0
	大朝地域	0	0	0	0
	千代田地域	0	0	0	0
	豊平地域	0	0	0	0
確保方策	町全域	81	81	81	77
	芸北地域	0	0	0	0
	大朝地域	0	0	0	0
	千代田地域	81	81	81	77
	豊平地域	0	0	0	0

確保方策の考え方

見込値と実績値に差があることから、実績値の利用状況や推計児童数を考慮している。

■一時預かり事業(幼稚園在園者対象:1号認定)

単位:人日

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込 値	町全域	○	○	○	○	○
	芸北地域	○	○	○	○	○
	大朝地域	○	○	○	○	○
	千代田地域	○	○	○	○	○
	豊平地域	○	○	○	○	○
確保 方策	町全域	○	○	○	○	○
	芸北地域	○	○	○	○	○
	大朝地域	○	○	○	○	○
	千代田地域	○	○	○	○	○
	豊平地域	○	○	○	○	○

■一時預かり事業(幼稚園在園者対象:2号認定)

単位:人日

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込 値	町全域	○	○	○	○	○
	芸北地域	○	○	○	○	○
	大朝地域	○	○	○	○	○
	千代田地域	○	○	○	○	○
	豊平地域	○	○	○	○	○
確保 方策	町全域	○	○	○	○	○
	芸北地域	○	○	○	○	○
	大朝地域	○	○	○	○	○
	千代田地域	○	○	○	○	○
	豊平地域	○	○	○	○	○

■一時預かり事業(在園児対応型以外)

単位:人日

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込値	町全域	1,166	1,172	1,151	1,148	1,137
	芸北地域	48	43	42	40	37
	大朝地域	176	189	185	176	166
	千代田地域	935	933	917	925	927
	豊平地域	7	7	7	7	7
確保方策	町全域	50	46	43	41	39
	芸北地域	20	18	18	17	16
	大朝地域	8	6	4	3	2
	千代田地域	15	15	14	14	14
	豊平地域	7	7	7	7	7

確保方策の考え方

見込値と実績値に差があることから、実績値の利用状況や推計児童数を考慮している。

■時間外保育事業(延長保育)

単位:人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込値	町全域	140	140	138	137	136
	芸北地域	9	8	8	8	7
	大朝地域	21	23	22	21	20
	千代田地域	82	82	81	81	82
	豊平地域	28	27	27	27	27
確保方策	町全域	133	134	133	133	132
	芸北地域	5	5	5	5	4
	大朝地域	18	20	20	20	19
	千代田地域	82	82	81	81	82
	豊平地域	28	27	27	27	27

確保方策の考え方

見込値と実績値に差があることから、実績値の利用状況や推計児童数を考慮している。

■病児保育事業、子育て援助活動支援事業

単位:人日

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込値	町全域	1,536	1,543	1,514	1,502	1,481
	芸北地域	84	76	73	70	65
	大朝地域	303	324	318	303	285
	千代田地域	726	724	712	718	720
	豊平地域	423	419	411	411	411
確保方策	町全域	251	254	252	256	258
	芸北地域	2	2	2	2	2
	大朝地域	1	1	1	1	1
	千代田地域	246	249	247	251	253
	豊平地域	2	2	2	2	2

確保方策の考え方

見込値と実績値に差があることから、実績値の利用状況や推計児童数を考慮している。

■放課後児童健全育成事業(児童クラブ:低学年)

単位:人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込値	町全域	168	164	165	152	147
	芸北地域	12	14	13	14	13
	大朝地域	11	9	9	10	11
	千代田地域	96	93	90	85	83
	豊平地域	49	48	53	43	40
確保方策	町全域	163	155	157	144	142
	芸北地域	10	7	8	8	9
	大朝地域	24	23	23	22	21
	千代田地域	96	93	90	85	83
	豊平地域	33	32	36	29	29

確保方策の考え方

見込値と実績値に差があることから、実績値の利用状況や推計児童数を考慮している。

■放課後児童健全育成事業(児童クラブ:高学年)

単位:人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込値	町全域	79	73	71	72	72
	芸北地域	13	10	9	7	9
	大朝地域	0	0	0	0	0
	千代田地域	34	34	33	31	30
	豊平地域	32	29	29	34	33
確保方策	町全域	95	86	82	83	81
	芸北地域	13	10	9	7	9
	大朝地域	18	15	13	13	11
	千代田地域	34	34	33	31	30
	豊平地域	30	27	27	32	31

確保方策の考え方

見込値と実績値に差があることから、実績値の利用状況や推計児童数を考慮している。

第4章 施策の展開

第1節 安心して子育てできる環境づくり

1. 若者の定住促進(少子化対策)

現状と課題

- 全国的な少子高齢化を背景として、北広島町においても同様の傾向がみられ、出生数についても、県と比べると低い数値で推移しています。また、出生数も減少傾向にあることから、これを課題として認識し、対策を講じていくことが必要です。
- 若者・子育て世代が「住んでみたい」「住み続けたい」と思うような魅力的なまちづくりと若者世代の定住促進を図るため、より効率的・効果的な施策展開が必要です。「住んでみたい」と思うようなまちづくりについては、近年社会経済情勢が変化する中で、故郷、田舎暮らしに魅力を感じる人も増えていることから、Uターン等の定住施策に力を入れます。また、「住み続けたい」と思うようなまちづくりについては、本計画の基本理念・基本姿勢等に基づき、家族の協力による子育て、行政・民間、地域の連携など、まち全体をあげた子育て支援を行います。
- 未婚率の増加や晩婚化が少子化の一因となっているため、若い世代へ向けて結婚に対するポジティブな意識醸成を図る取り組みや、婚活パーティー等の出会いの場の支援を行います。

主な取り組み

No.	事業名	内容	区分
1	北広島町求人情報センターの設置	町民及び本町への定住希望者に対して町内事業所の求人情報を提供し斡旋業務を行います。	継続
2	北広島町暮らしアドバイザーの設置	ワンストップ定住相談窓口を設置し、アドバイザーが定住希望者の相談対応を行います。	継続
3	北広島町空き家情報バンクの運営	町内にある空き家所有者が登録した空き家情報を、ホームページで公開し、空き家利用希望者に空き家紹介を行います。	継続
4	北広島町新規定住化促進対策事業(住宅建築補助金)	町民及び本町への定住希望者が、定住を目的に行う住宅の新築・購入・増改築に対して費用の一部を補助します。	継続
5	「只今俱楽部」の設立	町外に転出している者を対象に、会への登録を促進し、Uターンにつながる制度、就職情報、町の様子などの情報発信を行うとともに、啓発パンフレットを作成します。	新規
6	定住促進対策専用ホームページ・啓発用冊子の作成	定住促進対策の促進のための情報発信ツールの整備を行います。	新規

No.	事 業 名	内 容	区分
7	空き家情報バンク登録 物件家財処分費補助金	町内にある空き家を、空き家情報バンクに登録することを目的に家財の処分をする場合、費用の一部（一般廃棄物処分費・仏壇、神棚の処分、移動費を含む）を補助します。	新規
8	空き家情報バンク登録 物件増改築補助金	町内にある空き家を、空き家情報バンクに登録することを目的に家屋の増改築（リフォーム）を行う場合、費用の一部を補助します。	新規
9	地域連携型空き家活用 対策事業補助金	旧町一地区（行政区単位）を目標に、空き家を活用した定住促進に取り組むモデル地域を指定し、地域住民の自発的な取り組みを支援することにより定住促進に対する住民の意識の醸成を図ります。	新規
10	乳幼児子育て家庭 ごみ袋無料配布事業	オムツ等のゴミが多く出る乳幼児の子育てを行う世帯に対して、乳幼児健診時にゴミ袋の無料配布を行い、子育てに係る経済的な負担軽減を図ります。	新規
11	北広島町 Uターン奨励金	16歳以上39歳以下の者が、5年以上町外に転出し生活した後、再び本町の住民基本台帳に登録して生活の基盤を本町に置く場合に、奨励金を地域通貨ユートにより交付します。	新規
12	北広島町Uターン者 住宅整備促進補助金	50歳以下の者が、5年以上町外に転出し生活した後、再び本町の住民基本台帳に登録して生活の基盤を本町に置き、さらに町有住宅に入居し、3年以内に住宅を建築・購入・増改築を行う場合に、家賃の3年分を上限に地域通貨ユートにより補助します。	新規
13	出会いサポート	商工会青年部が行う若者の出会いの場を提供する「婚活イベント」の経費の一部を支援するとともに、未婚者の魅力アップが最も実効性の高い解決策と考え、町内イベント開催団体と連携し、セミナー等を開催します。 また、県の「ひろしま出会い系センター」等と連携し、結婚支援に資する情報提供を行います。	拡充
14	新規就農者の確保育成	明日の本町農業を担う若き農業者を町内外から広く募集し、選考の上、農業技術の研修を行い、研修終了後は専業農家として経営を開始します。	継続
15	北広島町ビジネス 創造支援	町内で事業を行っている、または新たに事業を起こそうとする中小企業・小規模事業者に対して支援することにより、地域産業の振興と地域社会の発展を図ります。	新規

2. 相談、情報提供・共有の場の充実

現状と課題

- 福祉課子育て支援室が、子育て支援施策に係る総合窓口として機能しています。また、母子保健、学校教育等に関する府内各課、保育所（園）、学校等との関係機関と情報の共有を図り、効率よく子育て支援に係る施策を実施するよう努めています。
- 子育て支援センターについては各地域に1か所設置されており、それぞれ特色ある支援活動を展開しています。
- 子育てに関する情報については、町広報誌、情報誌「きたひろしま子育て舞ブック」、ふれあいニュースを発行しています。今後は、ホームページ「きたひろネット」の充実や定期的な更新を図る必要があります。
- 子育てに関する相談相手としては、家族や友人などの身近な人が中心となっています。今後は、地域住民、子育てサークル、子育て世代の親世代、子どものいる世帯等への情報提供や啓発を広く行っていくことが必要です。

主な取り組み

No.	事 業 名	内 容	区分
1	総合的な窓口の充実	<p>福祉課子育て支援室を子育て支援施策に係る総合窓口として位置づけ、子どもに関連する分野の相談に一括して対応し、利用者に適した子育て支援施策をコーディネートします。</p> <p>また、この窓口に基幹的な機能を備えることで、子育て支援センターや保育所、学校、府内組織、その他の機関との情報共有や連携をとりやすく、包括的な子育て支援を展開します。さらには、総合的な相談や支援をワンストップで行えるよう、子育て世代包括支援センター（仮称）の設置を進めています。</p>	継続
2	子育て支援センター活動の充実	<p>子育て支援センターの利用を促進するため、地域参加型行事の企画やセンター便りの配布、電話相談への積極的な対応などを強化します。保健師、栄養士、歯科衛生士が、子育て支援センターに出向くふれあい相談を定期的に開催し、保護者の子どもの成長や子育ての悩みに応じます。</p>	拡充
3	子育てサークル活動への支援	子育て支援センターによる子育てサークルへの支援を推進します。	継続
4	広報誌、ホームページ等による情報提供の充実	<p>地域の子育て情報について、町広報誌、ホームページをはじめ、さまざまな広報媒体を活用し、幅広く情報提供に努めます。</p> <p>また、情報誌「きたひろしま子育て舞ブック」の内容を充実し、改訂版を作成します。</p> <p>毎月1回、保健課から健康づくり情報や保健事業の紹介、子育てのアドバイスなどを掲載した「ふれあいニュース」を発行します。</p>	拡充

3. 母子保健・医療の充実

現状と課題

- 乳幼児健診・育児相談・家庭訪問等、ニーズや課題に応じた母子保健事業を充実させ、継続した支援体制を整備しています。
- 妊娠届出時から個々の相談に応じ、育児不安の軽減に努めています。特に家庭訪問は、出生時に全員を訪問し、こまめな支援を心がけています。
- 学校・保育所（園）での出前講座を開催するなど、健康づくりを進めています。
- 学校・保育所（園）・子育て支援センター・医療機関等と情報を共有し、連携を強化していく必要があります。
- 子育てに関する不安や負担では、子育てにかかる費用や、子どもの教育に関することが上位項目にあがっています。
- 結婚年齢の上昇等に伴い、特定不妊治療を受ける者の年齢も上昇しています。不妊治療は、身体的・精神的な負担も大きく、専門的な相談支援体制の充実が必要です。

主な取り組み

No.	事 業 名	内 容	区分
1	母子保健の充実	<p>子どもが健やかに育つために必要な生活習慣の確立と育児不安の軽減のために、乳幼児健診、育児相談、家庭訪問等の母子保健事業の充実を図ります。</p> <p>生後3か月以内に家庭訪問等を行い、安心な子育て支援につなげます。</p> <p>また、妊娠届出時から、児童虐待防止の視点を含めた、継続した支援体制を強化するために、学校・保育所（園）・子育て支援センター・医療機関等と情報を共有し、特定妊婦等へ対応します。</p>	継続
2	感染症予防	<p>子どもを感染症から守り、病気の蔓延及び重症化を防ぐため、感染症の発生状況等の情報提供を行います。</p> <p>近年、乳幼児を対象とした定期予防接種の種類や接種回数が増加しており、適切な時期に確実に接種できるよう普及啓発に努めます。</p>	継続
3	子どもと家庭を支える 地域社会づくり	家族・地域の子育て意識を育て、家庭の育児力を高めます。また、子どもの生きる力を育てる「食育」「遊び」「体験」を、子育て支援センター・保育所（園）と連携を図りながら地域ぐるみで進めます。	継続

No.	事 業 名	内 容	区分
4	地域で安心・安全に妊娠・出産・子育てができる環境の整備	<p>安心・安全な妊娠・出産のための妊産婦期の健康管理や妊婦健康診査の適正な受診を勧めます。また、マタニティマークの普及に努め、授乳室の設置等妊産婦にやさしい環境づくりを行います。産科医療機関との連携を確立し、妊娠期・出産期からの早期支援を行います。</p> <p>子どもの健康管理については、乳幼児期から学齢期までの健康診査などの情報システムを活用し、継続した支援を行います。また、子どもの健康をより適切に保つとともに、保護者の育児不安の解消に大きな役割を果たす、かかりつけ医師・かかりつけ歯科医師を各家庭で確保するよう引き続き啓発に努めます。</p>	継続
5	歯と口の健康づくりの推進	<p>妊娠期からの歯と口の健康づくりのために妊婦等歯科健診の受診勧奨に努めます。また、乳幼児期のう蝕予防や歯の健康づくりには、保護者による仕上げ磨きの必要性や適切な間食回数などの望ましい食生活習慣、フッ化物の利用等が必要なことを普及啓発します。妊婦教室や育児相談、乳幼児健診等あらゆる機会を通じて、歯と口の健康の重要性を啓発します。</p> <p>また、乳幼児・学齢期の子どもや保護者を対象に歯科医院、保育所（園）、学校と連携し出前講座（出前健康教育）を実施し、丈夫な歯づくりとう蝕予防・歯周病の予防を進めます。</p>	継続
6	相談体制の充実	<p>妊娠届出時のアンケートや産後うつのアンケートを実施し、妊娠期から早期支援を開始するとともに、産後うつ等メンタル面でのサポート体制の充実を図ります。また、しつけや育児等に母親がひとりで悩まないよう、仲間づくりと相談ができる場の情報提供を進めます。加えて、障害や発達状況などが気になる子どもたちに対して、保育所（園）、子育て支援センター、学校、専門機関と連携したネットワークの構築を図ります。</p>	継続
7	不妊治療等支援体制の充実	<p>子どもを持ちたいと希望する夫婦を支援するため、医療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。不妊や不育に関する専門的相談については、広島県不妊専門相談センターを紹介するとともに相談にあたります。</p>	継続
8	思春期保健対策の充実	<p>子どもが命を大切にすることができる、また自分がかけがえのない存在であることを実感し、認めることができるよう中学校で命の授業を行います。併せて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。</p> <p>また、喫煙、飲酒や薬物等に関する正しい知識を伝え、健康意識の向上に努めます。</p>	継続
9	地域に根づいた保健活動の推進	<p>母子保健推進員、民生委員・児童委員等が連携し、地域に密着した保健活動を一層充実させます。そのため、機会のあるごとに母子保健に関する研修会を積極的に開催し、資質の向上を図ります。</p>	継続

4. 保育サービスの充実

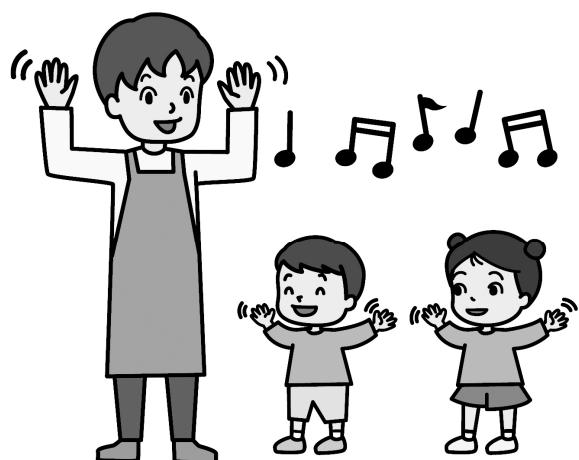
現状と課題

- 各保育所（園）では、入所希望児童数が年々減少し入所定員を減らして運営をしています。また、建築後30年を超える施設が半数以上を占め、施設の老朽化・耐震安全性や施設機能にも課題があります。今後、子どもの安心と成長を保障する場として、保育所（園）の規模と配置の見直しが必要です。
- 平成26年度においては、保育所（園）の待機児童はなく、入所を希望する全員が保育所（園）に通所できていますが、希望する保育所（園）に入所できないケースがあり、対策が必要です。
- 病児・病後児保育を実施し、当初の利用料を見直すことで、利用しやすくなっています。
- ファミリー・サポート・センター事業を行っていますが、利用者が少なく、住民への周知啓発が必要です。

主な取り組み

No.	事 業 名	内 容	区分
1	「保育所（園）等の適正配置の方針」を踏まえた施設の整備・充実	子育て支援ニーズに対応しながら、すべての子どもに質の高い就学前教育・保育を保障することや子育て支援事業の充実を図る観点から、保育所（園）などの適正配置の方針を定め、保護者や地域住民の理解を得ながら、順次認定こども園の普及と施設の整備・充実を図ります。	新規
2	延長保育の充実	11時間を超えて保育を行う延長保育事業について、全保育所（園）での実施を検討します。また、利用者のニーズを把握し、必要な時間帯における保育サービスについて実施の方法等を検討します。	継続
3	一時保育事業の充実	一時的に保育が必要となる児童の保育を行う一時保育事業については、子育て家庭のさまざまなニーズに合わせて利用しやすくします。	継続
4	休日保育	就業形態の多様化等に伴い、休日に保護者が面倒をみることができない子どもの保育について、保育所（園）等での休日保育の実施が可能であるか検討します。	継続
5	病児・病後児保育事業の充実	病気の時、もしくは病気の回復期にあり、保護者が就労などにより面倒をみることができない子どもの保育について、サービスの充実と利用の周知徹底、促進を図ります。	継続

No.	事 業 名	内 容	区分
6	障害児保育事業の充実	<p>保育を必要とする障害のある児童を保育所（園）で受け入れ、健常児とともに集団保育を行う障害児保育事業を進めます。実施にあたっては、保育所（園）の人員加配を行うなど、独自の体制整備の充実に努めます。障害のある児童の個別支援計画を立て、個々の障害にそった支援に努めます。</p> <p>保健師は、保護者の思いに寄り添い、入所児童の障害特性に併せた支援ができるよう保育所（園）と連携を行います。また、適宜、療育センターなどの専門機関と連携し、切れ目のない支援を行います。</p>	拡充
7	保育士の資質の向上 及び人員の確保	保育士の資質の向上と適切な人員配置に向け、保育士等の研修機会の確保と体制づくりに努めます。また、保育の質を高めるためには、「専門性」のみではなく、コミュニケーションやチームワークの理解も重要であるため研修強化を図ります。	拡充
8	保育カリキュラムの充実	保育ニーズの多様化を踏まえ、保育指針に基づく保育の計画等、各保育所（園）の独自性を創出し、特色のある保育所（園）をめざします。	継続
9	ファミリー・サポート・センターの充実	乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望される方との相互に助けあう活動の充実と利用の周知徹底、促進を図ります。	継続



5. 放課後児童クラブの充実

現状と課題

- 小学校児童の放課後健全育成対策として、放課後児童クラブの充実を図ります。また、国においては平成26年度に、「放課後子ども総合プラン」を策定しており、その中で仕事と子育ての両立を支援するため、共働き家庭等の就学児童の遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、放課後児童クラブと放課後子ども教室を着実に推進するとともに、これらの事業を可能な限り一体的に実施することが望ましいとされています。
- 平成26年度においては、放課後児童クラブの待機児童ではなく、希望する全員が放課後児童クラブを利用できていますが、希望する放課後児童クラブを利用できていないケースがあり、対策が必要です。
- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型の取り組みを中心として放課後児童健全育成事業及び地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（放課後子ども教室）の計画的な実施を図ります。
- 現在、夏季のみ運営されている芸北地域の放課後児童クラブについて、常設化を含めた施設運営のあり方について検討が必要です。

主な取り組み

No.	事 業 名	内 容	区分
1	ニーズに応じた放課後児童クラブの運営	利用希望者の利便性や希望を尊重し、適正な定員数の見直しをはじめ、入所児童の多様な学童保育ニーズに対応する放課後児童クラブの運営に努めます。	継続
2	学童保育サービスの充実	放課後児童クラブと放課後子ども教室等の連携を図り、利用希望者数等を考慮しながら、放課後や長期休暇などにおける児童の健全育成を図ります。	継続
3	常設施設への検討	芸北地域において夏季のみ開設している放課後児童クラブについて、地域の状況を踏まえ、常設への移行を検討します。	継続
4	適正な使用料金の見直し	放課後児童クラブの利用料について、利用者の経済状態やクラブの運営状況等を考慮し、適正な料金への見直しを検討します。	継続
5	指導員の資質の向上及び人員の確保	指導員の資質の向上と適切な人員配置に向け、指導員等の研修機会の確保と体制づくりに努めます。	拡充

6. 安全の確保

現状と課題

- 保育所（園）、学校、放課後児童クラブで防犯・防災教室を開催し、防犯・防災意識の向上につながっています。
- 町内の公共施設に関しては、ベビーシート等の設置状況について、情報誌に掲載し、情報提供に努めていますが、今後も町内の公共施設のバリアフリー状況調査を実施し、情報提供を行い、外だしやすいまちづくりを進める必要があります。
- 公共施設や多くの人が集まる場所のたばこの受動喫煙防止を徹底し、妊産婦及び子どもへの受動喫煙の健康被害をなくすことが必要です。
- 災害時には、子どもや妊産婦、障害のある子ども等には特に配慮し、安全で安心して避難や避難先での生活が送れるよう支援をすることが重要です。

主な取り組み

No.	事 業 名	内 容	区分
1	防犯・防災対策の充実	<p>犯罪に対しては、地域の結束力を示すことが効果的であることから、地域の協力のもと「子ども110番の家」への取り組みを引き続き推進し、犯罪の未然防止と万が一の場合の子どもの安全確保を図ります。また、保育所（園）、学校、放課後児童クラブなど、子どもが集団で生活する場において犯罪の被害にあうことがないよう、各施設と警察や地域が密接に連携した防犯体制を整備します。</p> <p>さらに、保育所（園）、小中学校、放課後児童クラブにおいて、防犯・防災教室を実施するなど、子どもの防犯・防災意識の向上に努めるとともに、各教室の実施回数の増加や参加者の増員を推進します。</p> <p>災害に対しては、地域における自主防災組織の取り組みを強化し、子どもをはじめとした災害弱者への配慮も十分なされた地域防災体制の確立を進めます。併せて、災害時及び被災後の健康被害の予防に努めます。</p> <p>保育所（園）、学校などでは、避難訓練を強化するとともに、防災設備の点検・充実に努めます。</p>	継続
2	道路環境の安全確保	歩道路肩の草刈りや清掃、冬季の除雪等の道路管理については、計画的な業務委託やアダプト活動団体等の協力を受けながら、適正な維持管理の円滑化・効率化に努めます。	継続
3	バリアフリー状況の情報提供	ベビーシート、授乳室等、バリアフリー状況については、町のホームページ等を利用して情報の提供に努めます。	継続

No.	事 業 名	内 容	区分
4	家庭内での事故の予防啓発	<p>子どもは好奇心が強く、誤飲、溺水、やけどといった事故を起こしやすいことから、保育所（園）、子育て支援センターと連携しながら事故予防についての情報を提供し、保護者に対して子どもに起きやすい事故の予防知識や応急処置・心肺蘇生法の普及・啓発を図ります。また、育児相談や乳幼児健診等の機会を捉え、個々の発達に応じて情報を提供します。</p> <p>保育所（園）、子育て支援センターと連携し、引き続き子どもや保護者への予防啓発を進めます。</p>	継続
5	安全教育の推進	<p>各保育所（園）、小学校において、子どもの成長に応じ、「子ども 110 番の家」の意味や位置を知らせたり、交通安全教室、避難訓練、応急処置・心肺蘇生法、犯罪に巻き込まれないための教育等の安全教育を充実したりするなど、自分の身を守る能力を養っていきます。</p>	継続
6	受動喫煙防止の徹底	<p>関係機関と連携し、公共的な施設等での禁煙・分煙対策を徹底します。併せて、妊産婦や子どもの利用が想定される屋外区域での禁煙を推進していきます。</p>	継続



7. 子どもの人権の尊重と児童虐待の防止

現状と課題

- 「児童の権利に関する条約」などの理念を広く周知し、子どもの権利と人権について、引き続き広く町民の意識の向上を図る必要があります。
- 全国的に児童虐待の増加が社会問題となっています。広島県においても、県こども家庭センターへの児童虐待の相談件数は増加傾向にあり、意識の啓発が求められています。
- 児童虐待は、密室で行われ、家庭外に表面化しないこともあることから、保育所（園）、学校等における子どもたちの様子や地域の見守りは大切です。また、児童に直接かかわる関係機関からの見守りを相談支援につなげ、地域で児童やその家庭を支援していく組織「要保護児童対策地域協議会」を活用し、より一層、児童虐待の早期発見・未然防止、実際の対応や支援を行っていく連携体制の強化が必要です。

主な取り組み

No.	事 業 名	内 容	区分
1	子どもの 人権教育・啓発の推進	「きたひろネット」や「広報きたひろしま」等を通じ、児童虐待の防止、子どもの人権についての広報啓発を行います。また、「児童の権利に関する条約」の理念について、町民に対する意識啓発を推進します。	継続
2	児童虐待対策のための 関係機関の連携強化	児童にかかわる町内関係機関が連携する「要保護児童対策地域協議会」の組織の強化を進め、児童や家庭に対し適切な助言や指導などが行える体制の強化に努めます。 また、専門機関である県こども家庭センターとも連携し、相談、援助体制の一層の充実を図ります。	継続
3	児童虐待の未然防止と 早期発見・早期解決に 向けた取り組み	「子育て応援力フェ」や情報誌「きたひろしま子育て舞ブック」等を通じて、児童虐待についての正しい理解や未然防止の必要性について町民に広く啓発します。 また、「要保護児童対策地域協議会」を活用した早期発見・早期対応から再発防止に至るまでの一貫した取り組みを推進し、関係機関、関係者等への意識啓発や情報伝達に努め、対応スキルや相談支援体制の向上を図ります。	継続

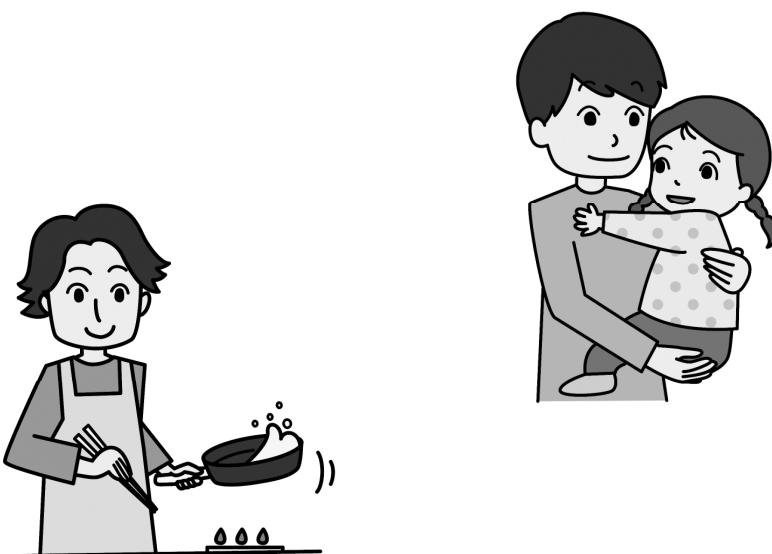
8. 子育てにおける男女共同参画の推進

現状と課題

- 平成20年度に北広島町男女共同参画プランを策定しました。計画の理念である「魅力・つながり・やさしさづくり」へ向けて、連携して施策展開を進める必要があります。
- 父親の妊婦教室への参加を勧め、父親・母親がそろって子育ての啓発に努める必要があります。
- 子育ての相談先として、配偶者への相談が最も多く、子どもの育成、しつけなどの方針については夫婦で決めている実態がみられることから、母親、父親の両方に対する相談支援と情報の提供を行う必要があります。

主な取り組み

No.	事業名	内容	区分
1	北広島町男女共同参画 プランの推進	北広島町男女共同参画プランに基づき、男女がともに安心して子どもを産み育てることができるよう、「魅力・つながり・やさしさづくり」へ向けて、社会全体の環境づくりを進めます。	継続
2	父親等の子育てへの 参加促進	妊婦教室等をはじめとして、子育て全般への父親の参加促進を図るため、子育てに関する情報や子育て意識の周知を推進するとともに、父親の参加しやすい教室等の開催について検討します。	継続



9. 仕事と生活の調和の実現

現状と課題

- 企業に対する関係法制度、一般事業主行動計画の策定に関する普及啓発については、町としては未実施となっているものの、国・県レベルでの啓発と協調し、進めています。今後とも関係機関の情報収集を行い、情報提供の充実を図る必要があります。
- 母親の就労意欲が高くなっています。これらに対応するため、女性の就職に向け、就労希望者へ担当課と連携し、相談・支援を実施しています。
- 次世代育成支援対策推進法は、一般事業主行動計画のさらなる推進の観点から、平成37年3月31日まで10年間延長されました。(従業員101人以上の企業においては義務、100人以下の企業においては努力義務)

主な取り組み

No.	事業名	内容	区分
1	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	国・県などの関係機関と連携のもと、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の考え方を広め、事業所や就労者、関係団体等への普及啓発に努めるとともに、子育て支援や介護などのための社会基盤づくりを積極的に推進します。	継続
2	多様な働き方の実現及び働き方の見直し等	国・県などの関係機関と連携のもと、男女を問わず、多様な働き方に応じた取り組みを進め、子育て等を行いながら仕事を続けられるよう、労働時間の短縮・柔軟化等を促進します。	継続
3	働く女性の応援	ハローワークなどと連携しながら、就労意欲のある女性を支援します。また、再雇用制度の普及・啓発に努めます。	継続
4	企業に対する関係法制度の普及啓発	育児休業等関係法制度等の関係する法制度の遵守を企業に対して働きかけていきます。 また、子育てサポートの認定マーク「くるみん」の取得に向けた企業や法人等の取り組みを積極的に支援します。 ※認定マーク「くるみん」  少子化対策を図り子育て支援など一定の基準を満たした企業や法人などが厚生労働省によって認定され、そのマークを広告や商品などに付け加えることができるもの。	継続
5	一般事業主行動計画の策定に関する普及啓発	従業員101人以上の企業に対し、労働者の仕事と子育ての両立のための一般事業主行動計画を策定するよう、国・県と連携して周知・啓発していきます。また、策定の義務がない常時雇用する従業員が100人以下の企業にも、引き続き行動計画の策定を呼びかけていきます。	継続

10. 経済的支援の整備

現状と課題

- 保育所（園）の利用者負担軽減について、第3子の無料化をはじめ、近隣市町と格差のない価格へと改正しています。
- 児童医療費助成について、平成26年度より中学生へと対象を拡大し、児童医療費助成制度を開始しています。
- ひとり親医療費助成については、県制度の対象者を町独自で拡大し、所得制限の緩和を行っています。
- 子育て世帯の不安や悩みでは、子育てにかかる費用への負担感が多くなっていることから、各種の経済的支援を引き続き行うとともに、負担となっている要因について、相談・支援を行う必要があります。

主な取り組み

No.	事業名	内容	区分
1	乳幼児医療費助成制度	すべての就学前の乳幼児が受けた医療費の自己負担分を助成します。	拡充
2	児童医療費の助成制度	小・中学生が受けた医療費の一部を助成します。	拡充
3	保育所（園）の利用者負担軽減制度	保育所（園）の利用者負担額の設定については、階層区分を細分化し、所得に応じた利用者負担額を設定し、負担の軽減を図ります。所得税非課税世帯において、利用者負担額の無料化を引き続き行います。また、母子父子世帯や障害者のいる世帯については、利用者負担額の一部の減額を引き続き行います。さらに、第3子以降の利用者負担額の無料化を引き続き行います。	継続
4	チャイルドシート助成制度	町内に住所を有する家庭を対象に、チャイルドシート助成制度を実施します。 また、子どもを有しない世帯であっても、一時的に子どもや孫などを自家用車に乗せる機会がある家族についても助成の対象とします。	継続
5	ひとり親家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭等に医療費の助成を行います。広島県の基準より緩やかな町独自の支給基準を設定し、ひとり親家庭等の方が受けた医療費の自己負担分を助成します。	継続
6	母子・父子家庭支援サービスの充実	母子・父子自立支援員・家庭相談員等により、母子・父子家庭への自立に向け、個々の実情にあった相談支援の対応に努めます。 また、母子家庭・父子家庭の母親、父親の就労希望者に対しては、母子・父子自立支援プログラム策定員が、就労支援を行います。	継続
7	安心・安全に妊娠・出産できる体制の充実	妊娠・産後の健康管理のために、妊婦健診検査券や補助券を交付し、適切な受診を勧めます。	拡充

第2節 子どもたちの生きる力を育む環境づくり

1. 遊び場の充実

現状と課題

- 公民館、図書館、保健センター、子育て支援センターなどとの連携により各種事業を実施し、既存の施設での有効利用に努めています。
- 町内各施設の遊具の安全点検等を進め、必要に応じて改修を行っています。
- さまざまな遊びの展開を促すボランティアを発掘・育成し、活動できる体制づくりの確立、遊び場の確保・充実と施設利用についての情報提供を進める必要があります。
- 本町は豊かな自然環境に恵まれ、全町が自然の遊び場といえます。子どもたちが、まちの豊かな自然の中で遊ぶことができるよう、自然環境の保全や安全な場所の情報提供などに努めるとともに、保護者に対しても屋外で遊ぶ大切さを教えるなど、自然を生かした遊び場の創出に向けた啓発活動が必要です。

主な取り組み

No.	事 業 名	内 容	区分
1	遊び場の確保・充実	親子が自由に安心して遊べる場所の確保・充実と施設の利用について住民に情報提供を行います。また、既存の施設の遊具の点検・整備について引き継ぎ実施するとともに、安心、安全な環境への改善に努めます。	継続
2	地域施設の有効活用	保育所（園）や学校、公民館、図書館、保健センター、子育て支援センターなどの既存施設と提携し、子どもが身近で遊べる場所の提供を行うとともに、多くの団体等と交流ができ、情報を得る場となるよう、地域施設の有効活用を推進します。	継続
3	遊びを促すボランティアの発掘と育成	さまざまな遊びの展開を促すボランティアの発掘・育成を図るとともに、保育や教育、その他さまざまな場で活動できるような体制づくりを進めます。	継続

2. 家庭の教育力の向上

現状と課題

- 母子保健事業でスマイル教室、離乳食教室等を実施し、個々の発達に合わせた情報を提供しています。
- 家庭教育支援事業として家庭教育相談員を配置し、児童生徒の保護者を対象とした家庭教育相談を行っています。現状では地域が限られていることから、さらに充実を図ることが必要です。その他にも、家庭教育コーディネーターの設置、町内にある親子で活動できる場所等の再調査を行っていますが、今後は、情報収集したものを提供できる具体策の検討が必要です。
- PTA の家庭教育力向上の強化・家庭教育の重要性の意識づけが課題となっています。

主な取り組み

No.	事 業 名	内 容	区分
1	学習機会や情報の提供	毎月1回発行する「ふれあいニュース」で、子育てに関する情報を発信します。また「子育て舞ブック」の改訂版を発行し情報提供を行います。	継続
2	家庭教育相談の充実	家庭教育支援事業として、乳幼児や児童生徒の保護者を対象とした、家庭教育相談員について全町で細やかな対応ができるよう、相談事業の充実を図ります。	継続
3	家庭教育学級の充実	スマイル教室や離乳食教室等を実施し、子どもへのかかわり方や食の大切さなどを伝えます。また、各学校で開催する講座については、PTA をはじめ、地域住民への参加を呼びかけるなど、学校と保護者・地域の連携を強化し、地域課題の解決に向けた取り組みにつながるよう内容の充実を図ります。	継続
4	家庭の教育力の育成	家庭の教育力の向上を図るために、「『親の力』をまなびあう学習プログラム」を活用した講座等を開催し、乳幼児や児童生徒の保護者が家庭の中で協力して家庭教育に取り組めるよう支援します。また、保護者等が協力して家庭教育に取り組めるよう各種講座を実施し、親同士の出会いやネットワークづくりを支援します。	継続

3. 学校等の教育環境の充実

現状と課題

- 保育所（園）・小学校が連携することにより、小学校入学時の教育環境の変化に対応しています。また、就学指導に向けた定期的な連携を行っています。
- 小中一貫・連携教育を推進し、中学校区ごとに小中学校9年間の継続性を重視した教育を行っています。
- 各中学校、また小学校1校にはスクールカウンセラーを県事業で配置していますが、制度の拡充が必要となっています。
- 平成21年度に義務教育の目標や理念、基本的な方向性を示した「きたひろしま・夢・まなびプラン」を策定しています。教育の質を高めることを基本とし、小中一貫連携教育の推進や学校の適正規模・配置等が示されています。学校の統廃合については、小学校17校を9校としました。
- 平成27年度から新教育委員会制度となり、教育に関する「大綱」を首長が策定することとなります。

主な取り組み

No.	事 業 名	内 容	区分
1	就学前教育の推進	家庭や小学校、保育所（園）の連携のもと、小学校入学時の環境変化に対応し、戸惑いなく小学校生活が送れるように、幼児期の成長発達段階に応じた適切な就学前教育に努めます。年間を通じた定期的に行政・保育所（園）・小学校が連携し、切れ目のない支援体制を整備します。	継続
2	教育体制・カリキュラムの充実	義務教育においては、基礎・基本の学力の一層の定着、個性を伸ばす教育や体力向上、ふるさとに誇りを持ち続ける特色ある教育を推進します。 小中一貫・連携教育推進事業を実施し、小学校・中学校9年間を区切ることなく、義務教育の継続性、継続性を重視した、学校運営・学校教育を推進します。また地元高等学校との連携を進めています。	継続
3	相談体制の充実	各中学校に配置しているスクールカウンセラーを活用し、子どもや保護者、教職員への指導・助言・カウンセリングの充実を図ります。	継続
4	教育環境の向上	「きたひろしま・夢・まなびプラン」に基づき、教育の質を高めることを基本とし、学校環境の計画的整備や安心・安全な学校施設の整備を推進します。	継続
5	学校・家庭・地域の連携	地域から信頼される学校づくりを学校教育目標の一つに掲げ、家庭・地域における教育力を強化します。学校情報の地域への発信・学校行事の住民参加を積極的に促し、学校教育への理解をより一層深めます。	継続

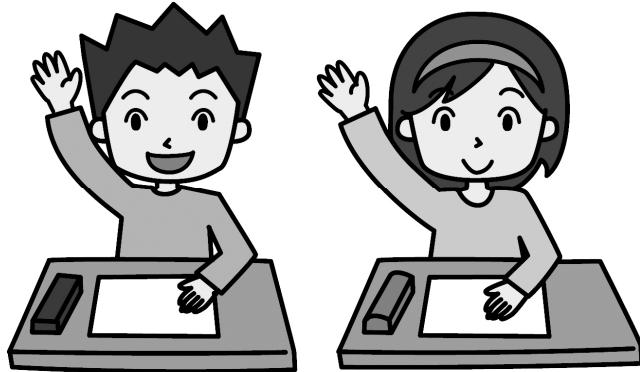
4. 北広島町ふるさと教育の充実

現状と課題

●各小中学校においては、総合的な学習の時間等で、主として校区内の人や自然、文化財等に係る学習を行い、郷土理解を進めています。しかし、校区内の「人、もの、こと」に限定されることが多く、北広島町全体の学習に至っていないため、児童生徒が町内全域の素晴らしい「人、もの、こと」に気づいていない状況があります。

主な取り組み

No.	事 業 名	内 容	区分
1	ふるさと教育の充実	平成27年度から3年間の計画で、町内全小学校3年生以上の総合的な学習の時間において統一的な学習内容を創造し、「ふるさと北広島町の「人、もの、こと」を学ぶことを通して、「ふるさとを知り、ふるさとを愛し、ふるさとに住みたい・将来ふるさとに帰りたいと思う子ども」を育成します。また、全小学校の児童が同学年の児童と交流する機会等も設定し、同じ北広島町に住んでいる児童の相互理解も進める予定です。また、中学校においては、平成28年度から同様の取り組みを行います。	新規



5. 地域の教育力の向上

現状と課題

- 保育所（園）・学校・公民館等において、各種さまざまな地域との交流会等を開催し、世代間の交流を進めています。地域の教育資源を結ぶ人材の育成を図り、地域グループの活動の場の提供を行っていくことが必要となっています。
- 各保育所（園）において縦割り保育を実施しています。また、地域住民との交流として、老人クラブと季節ごとの行事や施設訪問を積極的に行っており、子どもたちの社会性が育まれています。
- 小学校では“学校へ行こう”週間の取り組みとして、世代交流会を実施しているほか、多くの学校で祖父母学級を実施しています。地域の老人クラブや祖父母の指導のもと、ものづくりや収穫祭などを通して交流する機会を設定することで、豊かな人間性の育成が図られています。
- 学校、地域の保存活用団体と協力して町域の自然・文化遺産の現地学習を行っています。自発的活動が定着した団体もあり、活発な活用が図られているところもありますが、地域によって活動に格差が生じており、学校や団体への啓発や情報提供が課題となっています。

主な取り組み

No.	事 業 名	内 容	区分
1	地域交流の促進	公民館等の事業において、地域のボランティアの協力を得ながら、子育て世代間の交流の場として、交流促進の取り組みを一層充実します。	継続
2	世代間交流の促進	子どもの豊かな社会性を育むため、保育所（園）、学校その他の機関において、縦割り保育の実施、老人クラブとの季節ごとの行事、施設訪問などに取り組みます。また、交流を行い、多世代とふれあうことにより、子どもたちの社会性・人間性の育成を図ります。 さらに、学校に地域の大人が参加する“学校へ行こう”週間や祖父母学級等に積極的に取り組み、地域や学校、保護者の行事としての位置づけが継続されるよう、実施のあり方等を検討します。	継続
3	歴史、自然資源の有効活用	豊かな心や地域を愛する気持ちを育むため、本町の歴史や自然資源を生かし、学校、地域の保存活用団体と協力して町域の自然・文化遺産の現地学習の機会を充実します。また、地域と連携した取り組みにおいては、小・中学校ごとに取り組みの差があることから、活動の促進・啓発を計画的に行います。	継続
4	拠点施設の整備	ふれあいセンター、図書館、文化ホール、公民館、屋外プール、屋内運動場など、地域における教育の拠点となる文化施設、スポーツ施設の整備、改修、またシステム化による有効利用を進めます。	継続

No.	事 業 名	内 容	区分
5	地域活動コーディネーターの活用	地域活動を活発化するため、地域活動をつくり出すコーディネート能力を持つ町内外の人材を積極的に活用するとともに、コーディネーターの育成や全地域に地域グループを発足させ、活動の場を提供することを検討します。	継続

6. 障害児施策の充実

現状と課題

- 平成18年国連において「障害者の権利に関する条約」が採択されました。平成25年度には、障害者自立支援法は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に名称が変更され、この中で、障害者・障害児を権利の主体と位置づけた基本理念が定められました。また、児童福祉法を根拠法に整理し直し、難病患者も対象とするなどの改正が行われました。このように障害のある児童をめぐる保育、療育、支援、教育の状況は大きく変化しています。児童福祉や母子保健の中で、障害等の早期発見、早期支援、保育を実施するほか、特別支援教育の実施、障害児福祉サービスの実施等、国の政策等と連携しながら進めていく必要があります。
- ことばの相談会や1歳6か月児・3歳児健診後の発達相談会等を開催し、早期発見に努めているほか、障害者専門相談員を設置し、相談体制の整備を行い、保健師との連携により、相談者のニーズに応え、不安解消に努めています。
- 障害の早期発見・早期療育・フォローを引き続き行い、スタッフの質の向上を図る必要があります。また、障害のある子どもが多様な体験・交流の場を持てるよう、障害福祉サービス提供事業所の拡大、町内事業所開設への支援を図ることが求められています。さらには、保護者の会の結成や継続支援などを行っていく必要があります。
- 住み慣れた地域で、安心して暮らしていくためには、住民が障害について正しい理解を持つこと、地域での支えあいの仕組みが必要です。
- 新生児訪問指導や乳幼児健診などを通じて、障害の早期発見・早期療養に努める必要があります。
- 乳幼児から学校卒業まで継続的な相談・支援ができるように、保健、医療、療育、教育などの関係機関の連携が必要です。

主な取り組み

No.	事 業 名	内 容	区分
1	障害の早期発見・ 早期療育・フォロー	母子保健や保育所（園）、学校、医療機関、専門機関、行政が切れ目なく支援ができる療育ネットワークの構築を推進します。また、発達障害等についての正しい知識と対応を学ぶ機会を提供し、子どもや保護者にかかる保健師や看護師、栄養士、歯科衛生士、保育士、教師等関係者のスキルアップを図ります。 子どもの発達に何らかの問題が認められる場合、保護者支援など、個々の発達状況に応じた相談・支援体制の構築を強化します。	継続

No.	事 業 名	内 容	区分
2	障害児サービスの強化	<p>保育所（園）を利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問などにより保育所（園）等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所（園）等の安定した利用を促進します。</p> <p>また、学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のため訓練等のサービスを継続的に提供するとともに、学校教育と相まって障害児の自立を促進します。放課後等の居場所づくりを推進することで保護者や家族の負担軽減につなげていきます。</p>	継続
3	総合的な相談窓口の整備	<p>現在、障害者専門相談員を設置し、相談体制の整備を行っていますが、保護者の育児不安の軽減のための相談支援の充実を図ります。</p> <p>行政関係機関、保育所（園）、学校、社会福祉協議会、保健所、病院等による相談支援体制の連携を図り、一人ひとりのニーズに応じた相談支援が受けられるよう、体制の整備を図ります。</p>	継続
4	保育・学校施設におけるバリアフリーの推進	子どもの特性に応じた学習環境を整えるため、保育・学校施設のバリアフリー化を推進します。また、子ども同士のふれあいやともに学びあうことを通じて、ノーマライゼーションの浸透を図ります。	継続
5	障害児への適切な就学支援・就労支援	<p>特別支援学校と町内の学校との連携を強化し、特別支援教育支援員の配置等の教育環境の充実に努めます。</p> <p>発達障害等への教職員、保護者の理解の促進を図り、ともに学び、ともに遊ぶ学校づくりを進めます。</p> <p>ハローワークや障害福祉サービス事業者、広島障害者就業・生活支援センターと連携し、障害の状況に合わせた就労支援を行うほか、就労の定着に向けた取り組みを行います。</p>	継続
6	団体等の育成・強化	<p>社会福祉協議会のサポートによる保護者の会の立ち上げを支援するなど、団体活動の周知、理解促進及び組織強化を図るとともに、活動費の助成や情報提供といった活動支援を引き続き行います。</p> <p>また、各団体の交流会等の開催を促進し、相互の連携強化を図るとともに、さまざまな交流や情報交換により、保護者の不安解消が図られるよう、必要な情報の提供等に努めます。</p>	継続
7	安心して生活できる地域づくりの推進	障害のある子どもが、地域で安心して暮らせるよう地域のみんなが障害について正しく理解し、子どもと家族を支える地域をつくります。障害の特性に応じたかかわりの大切さや声かけについて「広報きたひろしま」等において周知していきます。	継続

7. 「食育」の推進

現状と課題

- 保育所（園）・学校において、保健師、栄養士、歯科衛生士による出前教室、また北広島町食生活サポーターと連携し、料理教室の開催など食育の取り組みを充実させています。
- 各学校において、栄養教諭をはじめ、学校栄養職員、各担任が、食育推進計画に基づき、食に関する指導を充実させています。
- 食習慣は家庭による影響が大きいため、保育所（園）・学校等と連携し、保護者への啓発に努める必要があります。

主な取り組み

No.	事 業 名	内 容	区分
1	家庭における食育の推進	<p>保護者と子どもの食に対する関心と理解を深め、望ましい食習慣を確立するため、啓発を推進します。また、乳幼児健診、育児相談などの機会を捉えた栄養指導・離乳食指導などの充実に努めます。</p> <p>今後も保護者への啓発を行い、「朝食摂取率100%」から、「朝食の内容」のレベルアップが図られるよう、啓発・指導を推進します。併せて、家族と一緒に食事をとる「共食」の回数の増加をめざします。</p>	継続
2	保育所（園）・学校等における食育の推進	<p>保育所（園）・小学校で出前教室を実施するなど、食育に関する指導体制を整備し、食を通じたさまざまな体験活動を充実させ、子どもの豊かな心を育みます。また、望ましい食習慣を身につけ、心身ともに健康な生活を営めるよう、食に関する保護者への情報提供にも努めます。</p> <p>また、各保育所（園）、学校において、年間の食育推進計画を作成し、食育に関する指導の充実を図ります。</p>	継続
3	地域における食育の推進	<p>地域において、生活習慣病の予防、健康増進のための食育が推進されるよう、関連する活動を行っている団体やボランティア等との連携を深め、地域での食生活サポーター活動、町広報への記事の掲載、毎月19日の「食育の日」や10月19日の「ひろしま食育の日」「ひろしま食育週間」の啓発を積極的に行います。</p> <p>また、地域資源を生かした体験活動や地域の食文化についての学習の機会を充実します。</p>	継続

8. 次世代の親づくり

現状と課題

- 中学校のキャリア教育において、保育所（園）での保育実習体験を通して、乳幼児とふれあう機会を提供しており、子どもたちのコミュニケーション力の向上に寄与しています。子どもを産み育てることの意義についての関心を高めるため、乳幼児とふれあう場の提供を今後も進めが必要です。
- 北広島町青少年育成推進協議会を中心とした健全育成事業を行い、正しい社会性を身につけるよう導く事業を展開しています。引き続き各支部活動も含め支援していく必要があります。
- 安定就労へ向け、就職先紹介を行う北広島暮らしアドバイザーを配置し、就労の相談支援を行っています。継続的な支援ができる体制づくりが求められています。

主な取り組み

No.	事 業 名	内 容	区分
1	中学生・高校生等と乳幼児のふれあい促進	学校と保育所（園）等、子育て支援関係機関との連携のもと、中学校のキャリア教育における保育所（園）訪問等、中学生、高校生と乳幼児とのふれあいを進める中で、命の大切さや親への理解を深めるとともに、コミュニケーション力を身につけます。	継続
2	青少年健全育成の強化	北広島町青少年育成推進協議会を中心とした健全育成事業を推進します。 青少年を対象とした相談窓口の周知を図り、心のケアに努めます。また、学校・警察などと連携しながら、非行防止活動を強化していきます。加えて、影響が心配される性、暴力等の有害情報について、関係業界に対し、自主的措置を働きかけるなど、対応を進めます。	継続
3	不安定就労若年者への支援・啓発	県と連携しながら、安定就労に向けて若者に対する啓発活動に努めます。また、北広島暮らしアドバイザーを活用し、ハローワーク等関係機関と連携しながら、若者の安定就労への支援を進めます。 さらに、非正規雇用就労者に対する社会保障等の支援について、国・県と連携しながら進めるほか、事業主への制度や助成等の啓発を行います。	継続
4	命の授業	大人や親になる前の世代である中学生を対象にした「命の授業」を行い、「命の大切さ、家庭の大切さ、子育ての喜びなど」を学ぶ機会を提供し、正しい知識と将来の家族構成についてプラスの意識づけを行い、将来への明るい展望が持てるよう進めていきます。	拡充

第5章 推進体制

1. 計画の推進に向けて

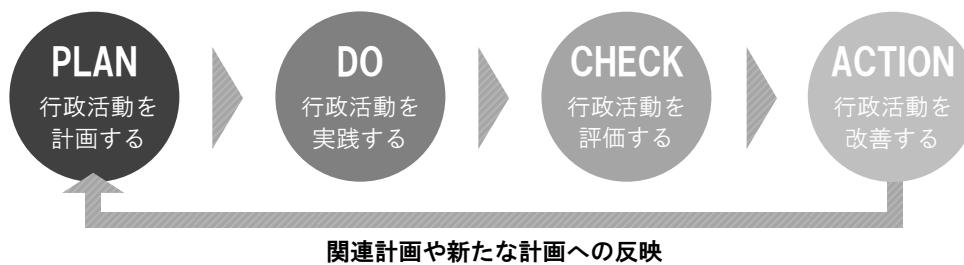
(1) 庁内連絡会議の充実

本計画の推進にあたっては、行政だけでなく、さまざまな分野でのかかわりが必要であり、家庭をはじめ、保育所（園）、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

(2) 庁内における推進及び評価体制の整備

本計画は、関係各課と情報共有等、連携を図りながら進捗管理を行います。本計画で掲げた各施策や目標等については、PDCAサイクルを実行し、毎年、担当課において点検や評価を行うことで、計画の進捗状況を把握し、実効性を確保します。

■PDCAサイクルのイメージ



(3) 町民視点からの評価

本計画の進捗状況や数値目標の達成状況を、広報やインターネットを活用して適宜公表することで、町民や関係団体などの意見を施策へ反映できるよう努めます。

資料編

1. 北広島町子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 9 月 24 日条例第 30 号

北広島町子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項の規定に基づき、北広島町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 子育て会議は、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事務に関し、町長に意見を述べるほか、同項第 4 号の規定により、子ども・子育て支援の施策に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員 10 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育・保育及び子育て支援の関係者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は 3 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再委嘱を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、町長が招集する。

2 会議の議長は、会長を持って充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、北広島町福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

条例第2条（所掌事務）の要約

- 第77条第1項第1号
新制度の対象となる施設（認定こども園、保育所（園）、幼稚園）の利用定員の設定について意見を述べる
- 第77条第1項第2号
新制度の対象となる事業（地域型保育事業）の利用定員の設定について意見を述べる
- 第77条第1項第3号
「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定・変更に際して意見を述べる
- 子ども・子育て支援に関する施策の総合的・計画的な推進に関して、必要な事項や施策の実施状況を調査審議する

2. 計画の策定体制

(1) 北広島町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略・順不同)

NO.	名 前	所 属
1	栢敷 芳江	北広島町民生委員児童委員協議会、児童福祉部会
2	菅川 知由	北広島町教育委員会 教育委員
3	水野 了史	北広島町保育所長連絡協議会長
4	大坪 智子	大朝放課後児童クラブ 指導員
5	松島 尚志	北広島町小中学校校長会長
6	中澗 弘恵	子育てサークル ママ友クラブ
7	齋藤 弘	北広島町青少年育成推進協議会長
8	砂原 正則	北広島町商工会長
9	大内 里美	子どもの保護者

(2)策定経過

年 月 日	活 動 概 要
平成 26 年 2 月 5 日 (水)	<p>第1回北広島町子ども・子育て会議 【議事】 ○会長・副会長の選任について ○「子ども・子育て支援新制度」の概要について ○「北広島町子ども・子育て会議」について 　・会議での検討事項等について 　・会議のスケジュールについて 　・区域の設定について ○ニーズ調査の実施状況について（中間報告） ○北広島町の現状と取組み状況について</p>
平成 26 年 9 月 1 日 (月)	<p>第2回北広島町子ども・子育て会議 【議事】 ○北広島町子ども・子育て支援事業計画の骨子について ○北広島町子ども・子育て支援事業計画の基本理念等について ○特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認について 　・特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 　・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 ○子ども・子育て支援事業の取組み状況について 　・放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 　・北広島町保育の必要性の認定に関する条例</p>
平成 26 年 11 月 10 日(月)	<p>第3回北広島町子ども・子育て会議 【議事】 ○北広島町子ども・子育て支援事業計画（素案）について</p>
平成 27 年 1 月 19 日 (月)	<p>第4回北広島町子ども・子育て会議 【議事】 ○北広島町子ども・子育て支援事業計画の施策の展開について</p>
平成 27 年 3 月 3 日 (火)	<p>第5回北広島町子ども・子育て会議 【議事】 ○北広島町子ども・子育て支援事業計画について ○保育料の改正について</p>

北広島町子ども・子育て支援事業計画

発行年月：平成 27 年 3 月

発行・編集：北広島町役場 福祉課子育て支援室

〒731-1595 広島県山県郡北広島町有田 1234

T e l : 050-5812-1851 / F a x : 0826-72-5242

E-mail : kosodate@town.kitahiroshima.lg.jp

きたひろしま子育て舞 n e t : <http://kitahiroshima.ikuji365.net/>

北広島町子ども・子育て支援事業計画

『ホッと“できる環境で、子どもが”あくべ“育つまち』

平成
27年3月

広島県
北広島町